燧灘沿岸海岸保全基本計画

令和 8 年 10 月

愛　　媛　　県
香　　川　　県

はじめに

海岸法は、昭和 31 年に制定され、津波・高潮・波浪等による被害から海岸を防護することを目的としてきた。一方、白砂青松に代表される優れた自然環境、動植物の生息空間、海洋レクリエーションの場など、海岸に対する国民ニーズの高まりや多様化が進んできている。このため、海岸の管理に環境及び利用の視点を明確に位置づけ、総合的かつ適正な海岸管理を積極的に推進するために、平成 11 年 5 月に「海岸法の一部を改正する法律」が公布された。（平成 12 年 4 月施行）

都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴くとともに地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を沿岸ごとに定めることとなっており、香川県及び愛媛県は、平成 15 年 12 月に、広域的な視点で捉えた燧灘沿岸における海岸保全基本計画を策定した。

しかし、香川県では、平成 16 年 8 月に来襲した台風 16 号によって、県下の多くの地域で既往最高潮位を更新し、広範囲に渡って高潮や波浪による甚大な高潮被害が発生した。その対策を行うため、香川県では平成 19 年 3 月に、燧灘沿岸海岸保全基本計画の一部を変更した。

その後､平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓とする地震･津波対策や、海岸保全施設等の老朽化の進行等、海岸管理の様々な課題に対応するため、平成 26 年 6 月に「海岸法の一部を改正する法律」が公布された。（平成 26 年 8 月（一部 12 月）施行）

香川県では、「香川県地震・津波被害想定」を平成 26 年 6 月に公表、「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を平成 27 年年 3 月に策定した。

上記の香川県の地震・津波対策の取り組みを受け、新たな施設整備計画等を反映させる必要が生じたこと、海岸法の改正に伴い維持管理等の対応が必要となったことから、平成 27 年 12 月に第１編讃岐阿波沿岸海岸保全基本計画（香川県域）の一部を変更した。

その後、気候変動の影響を考慮した対策への転換を図るため、令和２年 11 月に国が定める「海岸保全基本方針」が変更され、また、令和３年７月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行されたことで、本県の海岸保全基本計画においても、気候変動の影響を踏まえた防護目標等を定める必要が生じた。

今回は、上記を踏まえ、今後の気候変動の影響による外力（潮位、潮位偏差、波高）の増加に対応していくため、計画変更を行うものである。

目　　次

序論　海岸保全基本計画策定にあたって ····· 序-1

１．海岸保全基本計画とは ····· 序-1
２．計画策定の経緯 ····· 序-1
３．全国における近年の海岸災害 ····· 序-2
４．燧灘沿岸の概要 ····· 序-3
５．燧灘沿岸の区域 ····· 序-4
６．燧灘沿岸の海岸保全基本計画の策定方法念 ····· 序-5
　６－１ 燧灘沿岸における計画策定方針 ····· 序-5
　６－２ 燧灘沿岸における計画策定フロー ····· 序-7
７．燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念 ····· 序-8

第１編　燧灘沿岸海岸保全基本計画（愛媛県域） ····· 1-1

省　略

第２編　燧灘沿岸海岸保全基本計画（香川県域） ····· 2-1

第１章　海岸の保全に関する基本的な事項

１．海岸の現況 ····· 2-2
　１－１ 海岸の概要 ····· 2-2
　１－２ 自然特性の現況 ····· 2-4
　１－３ 社会特性の現況 ····· 2-8
　１－４ 海岸保全の現況 ····· 2-11
　１－５ 利用特性の現況 ····· 2-14
２．燧灘沿岸の長期的な在り方 ····· 2-17
　２－１ 燧灘沿岸の長期的な課題 ····· 2-17
　２－２ 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念 ····· 2-19
　２－３ 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本方針 ····· 2-19
３．海岸の防護、環境、利用に関する事項 ····· 2-20
　３－１ 海岸の防護の目標 ····· 2-20
　３－２ 段階的な防護水準の設定 ····· 2-22
　３－３ 防護に関する施策 ····· 2-25
　３－４ 環境に関する施策 ····· 2-27
　３－５ 利用に関する施策 ····· 2-28

４．ゾーン区分及びゾーン毎の方向性 ・・2-30
４－１ ゾーン区分の検討 ・・2-30
４－２ ゾーン毎の方向性 ・・2-35
第２章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
１．海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-37
２．海岸保全施設の種類・規模・配置等 ・・2-51
第３章　海岸の維持・管理に関する事項
１．日常的な管理に関する事項 ・・2-56
２．環境問題への対応 ・・・2-57
３．啓発活動 ・・・2-58
４．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 ・・2-59
第４章　海岸保全基本計画の実施にあたって
１．計画実施時に配慮すべき事項 ・・2-62
２．組織体制及び事務分掌 ・・2-65

序論　海岸保全基本計画策定にあたって

１．海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画は、平成 11 年の海岸法改正で位置づけられた計画で、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用、の 3 つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸の保全や整備を行うために、都道府県が定めるものである。

２．計画策定の経緯

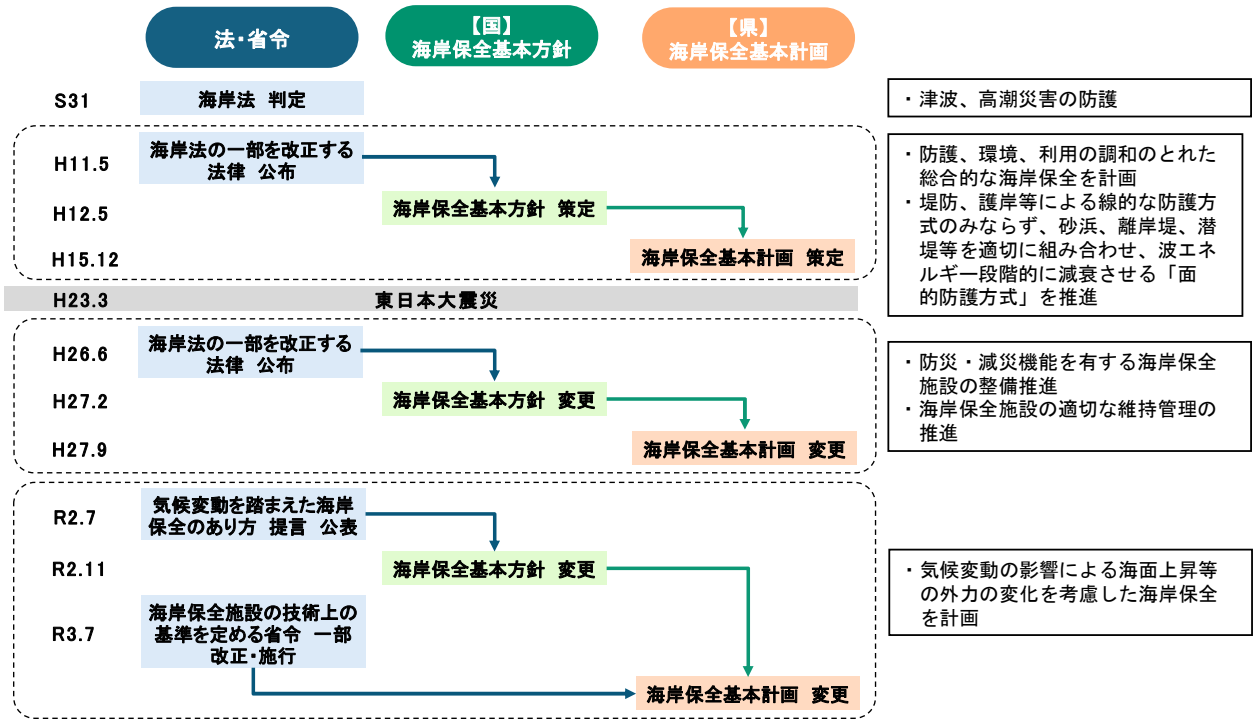
海岸法は、昭和 31 年に、津波・高潮災害から人命や財産を守ることを目的に制定された。

その後、海岸環境への認識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に一部改正され、新たに、海岸の環境と利用の観点が追加された。

この改正では、これら「防護」、「環境」、「利用」の３つの目的の調和を図り、総合的な海岸管理を実施するため、国が海岸保全基本方針を策定し、これに基づき、都道府県知事が地域住民や学識経験者等の意見を反映しながら、沿岸ごとに海岸保全基本計画を策定することとなった。また、新たな防護方式として、砂浜、離岸堤、潜提等を適切に組み合わせ、波エネルギーを段階的に減衰させる「面的防護方式」の考え方が示された。

平成 26 年の一部改正では、平成 23 年３月 11 日の東日本大震災を契機に、津波や高潮等に対する防災・減災対策の推進や、海岸保全施設の適切な維持管理の推進などが加えられた。

令和２年には、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸の保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、国が海岸保全基本方針を変更した。これを受け、今般、都道府県が定める海岸保全基本計画について、気候変動の影響を考慮した計画に変更するものである。



３． 全国における近年の海岸災害

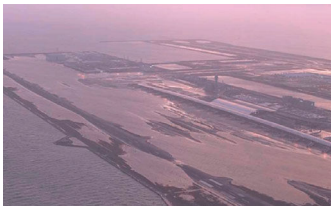
記憶に新しい津波被害としては、令和６年１月１日に能登半島で発生したマグニチュード7.6の「令和６年能登半島地震」がある。珠洲市など３市町において約190haの津波浸水が確認され、浸水深は最大で約4mと推定されている。津波により、宝立正院海岸、三崎海岸等の13海岸において、堤防護岸の損壊等が確認されている。





能登半島地震での津波被害
出典：国土交通省「令和６年能登半島地震における被害と対応」

高潮被害としては、平成30年台風第21号がある。西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹くとともに激しい雨が降った。大阪府、和歌山県、兵庫県、徳島県の各地点において過去最高潮位を超える値を観測し、関西国際空港や神戸市の六甲アイランド等の各地では大きな高潮被害が生じた。



関西国際空港の水没状況
出典：令和元年版 防災白書



強風に流され関西国際空港連絡橋に衝突したタンカー
提供：国土交通省近畿地方整備局

令和元年東日本台風（台風第19号）では、静岡県石廊崎で13m、京都府経ヶ岬で9mを超える記録的な高波が観測された。高潮については、東京都三宅島で潮位230cmなど、静岡県や神奈川県、伊豆諸島では、過去最高潮位を超える値が観測された。

過去の最高潮位を超える値を観測した地点

観測地点	都道府県	最高潮位		過去の最高潮位	
		（標高、センチ）	起時	（標高、センチ）	年月日（要因）
三宅島（坪田）	東京	230	10月12日 05時59分	193	2018/7/28（台風第12号）
小田原	神奈川	172	10月12日 16時11分	123	2011/9/21（台風第15号）
石廊崎	静岡	（200）	10月12日 15時05分	183	2009/10/8（台風第18号）
清水港	静岡	170	10月12日 17時35分	150	2017/10/23（台風第21号）
御前崎	静岡	182	10月12日 17時04分	169	2004/10/9（台風第22号）

（注）：標高の基準はTP（東京湾平均海面）または国土地理院の高さの基準
過去の最高潮位は、1997年4月以降のデジタルデータから求めた潮位（1997年3月以前はアナログで記録から読み取った潮位による記録）を用いて求めている。
値に（）がついているものは、期間中に欠測があったことを示す。
高潮警報基準を超える値を観測した地点のみ掲載している。

出典：気象庁、台風19号による大雨、暴風等（令和元年）

このように、全国的に過去の最高潮位が更新される等、災害が続く中、今後気候変動の影響による海面上昇等に伴い津波や高潮が上昇するという予測を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がることが想定される。このことから、都道府県は気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画を検討する必要がある。

４． 燧灘沿岸の概要

燧灘沿岸は、愛媛県高縄半島先端の錨掛ノ鼻から香川県三豊市荘内半島先端の三崎に至る瀬戸内海に面した沿岸で、四国の陸地部と「しまなみ海道」が渡る島しょ部に大きく区分される。多島美を誇る沿岸西部の島しょ部周辺と風光明媚な海岸線が残される沿岸東部の荘内半島周辺は、それぞれ瀬戸内海国立公園の指定を受けている。

瀬戸内海に面する当沿岸の陸地部では、海岸が遠浅であるために江戸時代以降何回かにわたって干拓が進められ、その後、近世において工業地帯が形成されている。一方、今治市の桜井海岸や志島ヶ原海岸、観音寺市の有明海岸など、「日本の渚 100 選」や「日本の白砂青松 100 選」に選ばれる美しい砂浜海岸も多く、カブトガニ繁殖地や加茂川河口西干潟、有明浜の砂丘植生など豊かな自然も多く残されている。また、こうした砂浜海岸を中心に、海水浴などのレクリエーション活動も盛んな地域である。

変化に富んだ多島海特有の美しい景観を有している島しょ部は、タイやヒラメなど高級魚の産地となっているなど漁業が盛んな地域であるとともに、歴史的な海上交通の要所であることから、村上水軍に関わる歴史的文化財が多く残されている。また、「しまなみ海道」により交通環境は飛躍的に向上しており、この整備効果と豊かな自然を活かした観光振興が進められている。

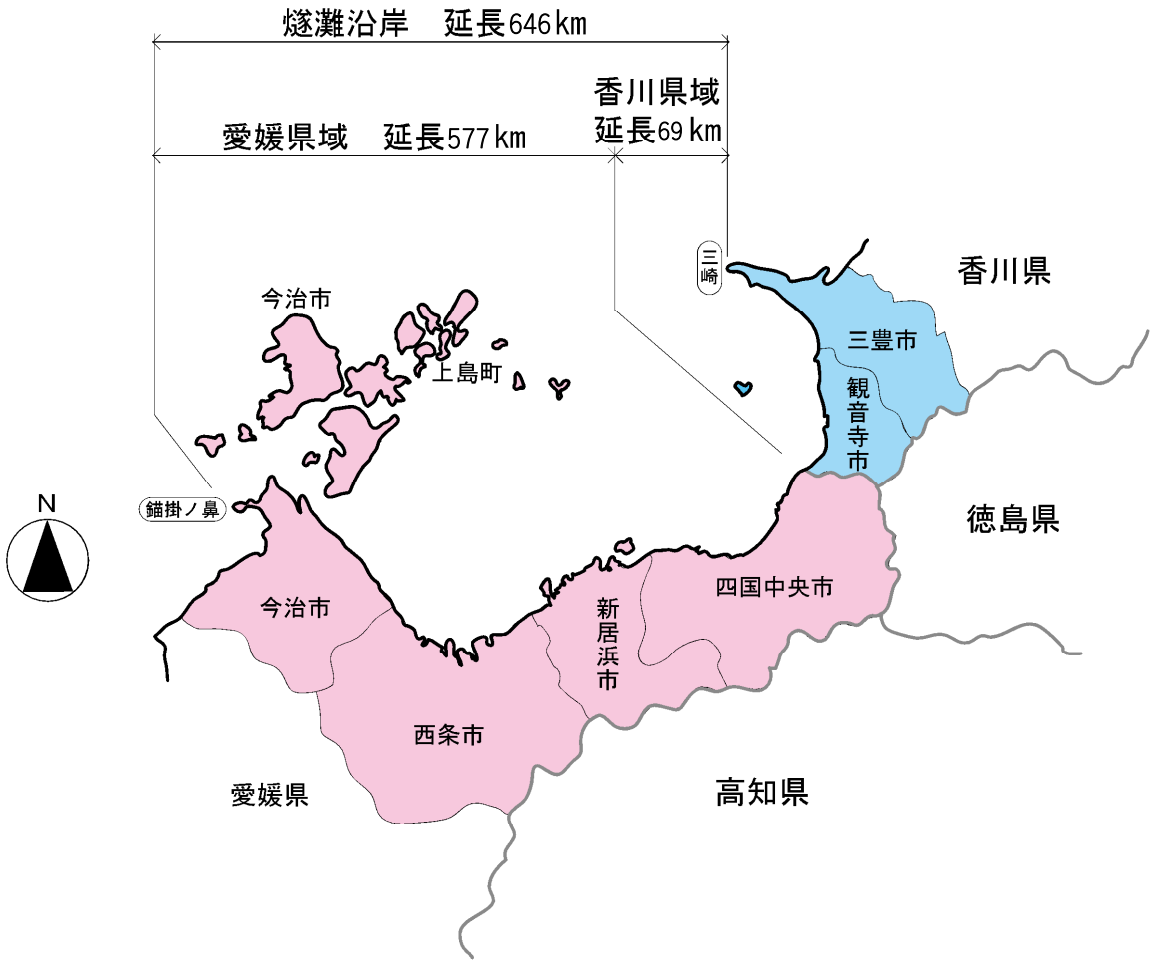
台風等による被害は比較的少ないものの、高潮偏差が大きいため、高潮・波浪による浸水被害の危険性は高い。

また、沿岸一帯の地層は沖積層が大半を占めるため、地震時における液状化の発生が予想され、津波高は比較的低いものの、堤防等が沈下や倒壊した場合、地震発生直後から浸水の危険性が高い。昭和南海地震からすでに 80 年近くが経過し、令和 7 年 9 月には、地震調査研究推進本部から、南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震発生確率は 60～90%程度以上という評価が公表されるなど、地震・津波対策の必要性がより高まっている。

このように、燧灘沿岸は豊かな自然と文化が残され、産業・レクリエーションが活発な地域であるが、高潮による浸水被害の危険性が高い地域も多い。このため、貴重な自然環境の保全と利用に十分配慮し、防災対策の強化が必要な地域である。

５． 燧灘沿岸の区域

燧灘沿岸の区域は下記のとおりで、愛媛県と香川県にまたがる６市１町である。



延長の出典：令和６年度 海岸統計

香川県　：　三豊市、観音寺市
愛媛県　：　今治市、西条市、新居浜市、四国中央市、上島町

６．燧灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

６－１ 燧灘沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す３つの事項を考慮し、香川及び愛媛の両県で計画策定を行う。

＜計画策定にあたっての考慮事項＞

- 各県で、海岸保全基本計画策定に向けての着手時期及び検討工程が異なる。
- 同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- 総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとし、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

＜計画策定方針＞

① 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。

② 両県共通の「燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に県毎に基本計画を策定する。

次頁に、燧灘沿岸に属する香川県の計画策定方針を示す。

＜香川県における計画策定方針＞

●「本基本計画」の内容としては、海岸法に定められている事項とするが、地域（ゾーン）毎の目指すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。

●「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸についても対象範囲に含むこととする。

○ 海岸保全施設の整備に関する事項：「要保全海岸区域」

○ その他、海岸の管理に関する事項：「要保全海岸区域」及び「一般公共海岸区域」

●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取り組みを推進していくものである。

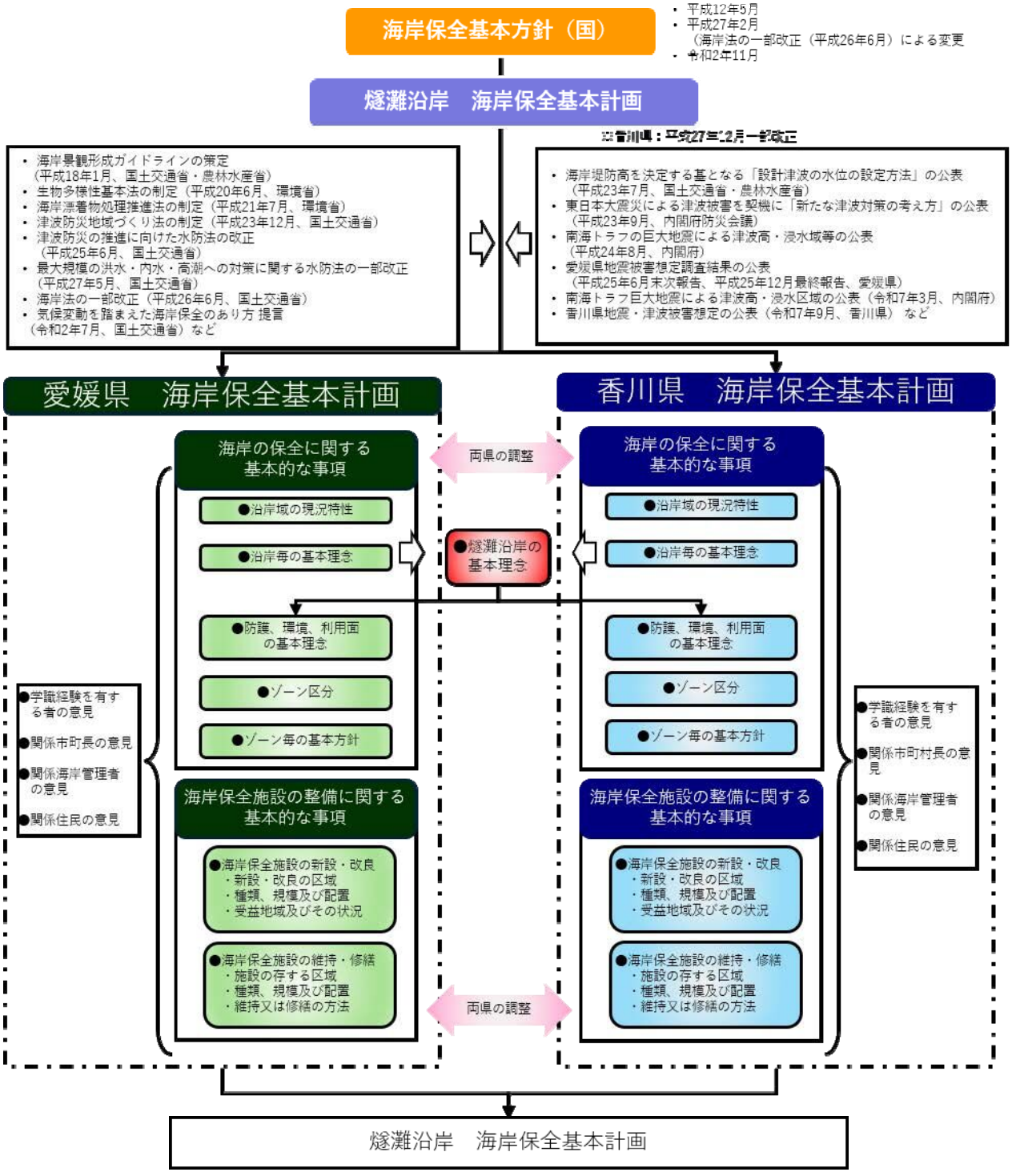
●海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。従って、防護上の機能を満足していたり、優れた自然環境を有し、かつ背後地の重要度が極めて低いことなどの理由により手を加えない海岸、維持補修や周辺に与える影響が少ない小規模な施設整備等で対応できる海岸については、「整備対象海岸」として位置づけない。

※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸メンテナンス事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業　等

●抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、この計画は、今後の事業を実施していく上で行う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。具体的な施設規模、構造及び工法等については、利用者ニーズや環境に関する考え方及び技術等の変化に柔軟に対応するため、詳細設計段階で検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。

●「本基本計画」の対象期間は、今後概ね 20 年間とする。なお、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

６－２ 燧灘沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

７． 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

愛媛県と香川県では、「 **安全で豊かな　ふれあいを育む海岸づくり** 」を両県共通の「燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での官民協働による海岸保全を実施する。

今後の気候変動により予測される防護・環境・利用の影響について、順応的・段階的に対応する新たな海岸保全へ転換していく。

安全で豊かな　ふれあいを育む海岸づくり

【　防護面での基本方針　】

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮・波浪や侵食、地震・津波に対する危険性が高い地域など緊急に防護が必要な箇所から計画的に整備を進めていく。

また、気候変動の影響による平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の侵食が進行することが予想されることから、予測を重視した順応的砂浜管理の考え方に沿って、必要な対策を実施する。

さらに、南海トラフ地震等による地震・津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図り、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

なお、持続的に海岸保全施設の安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【　環境面での基本方針　】

海峡や多島海独特の自然景観を有するとともに、カブトガニの繁殖地や貴重な鳥類の飛来地として知られる加茂川河口西干潟が現存するなど、瀬戸内の貴重な自然環境が残されており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承していく。

【　利用面での基本方針　】

「しまなみ海道」を含め、瀬戸内の多島美や歴史的資源等を活用した地域振興や観光振興等にも配慮するとともに、海岸利用のルールづくりやマナー啓発により、適正な海岸利用を促進する。

また、地域産業の拠点となる港湾機能や生活拠点となる漁港機能との調和を図りつつ、より多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりに配慮する。

第１編　燧灘沿岸海岸保全基本計画（愛媛県域）

第２編　燧灘沿岸海岸保全基本計画（香川県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

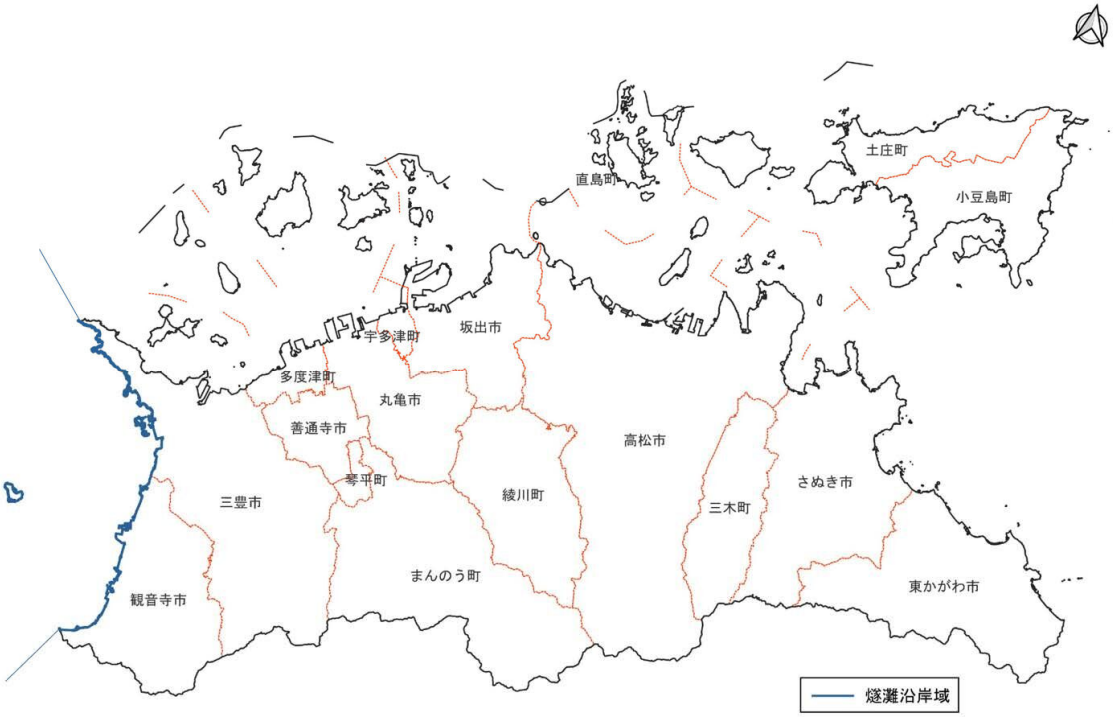
1．海岸の現況

1－1 海岸の概要

燧灘沿岸は、香川県の西部に位置し、三豊市、観音寺市の２市からなる。海岸線は南北に弓状となっており、海岸線延長は 69,287m、海岸保全区域延長は 28,468m（令和 6 年海岸統計）となっている。

燧灘沿岸における海岸整備としては、高潮による被災歴のあることから、これまで高潮・侵食対策を主として進められており、近年はこれに加え、親水性・利便性に配慮した整備も順次進めている。しかし、平成 16 年に来襲した台風 16 号によって、既往最高潮位に及ばないが同等の潮位を記録し、広範囲で高潮被害が発生した。

一方、当沿岸には全国的に有名である遠浅な海岸として「日本の渚 100 選」「日本の白砂青松 100 選」にも選ばれた観音寺市の「有明海岸」や、琴弾公園内の「砂の銭形」に代表される観光レクリエーション資源がある。加えて北部の荘内半島には、出入りに富んだ風光明媚な海岸景観が形成されており、優れた自然環境を有する海岸線も残されている。



燧灘沿岸（香川県域）

燧灘沿岸市町別海岸線延長

市町名	海岸線延長（m）	市町名	海岸線延長（m）
三豊市	32,573	観音寺市	36,714

	海岸線延長（m）		海岸線延長（m）
香川県合計	69,287	燧灘合計	645,977
愛媛県合計	576,690		

※出典：令和6年　海岸統計

１－２ 自然特性の現況

○ 気象・海象

- 燧灘沿岸の気象は、年平均気温は 17℃前後、年間降水量は 1,200㎜ 前後、年間日射量時間は 2,200 時間前後（観測所：多度津、統計期間：2015 年～2024 年）であり、四季を通じて温暖少雨で気候温和な瀬戸内式気候である。
- 燧灘沿岸における主な港湾の既往最高潮位は約 T.P.+3.1ｍである。干満の潮位差は約 3.7ｍとなっている。
 （高松港は 2.30ｍ）
- 潮流は0.1～0.7ノットで讃岐阿波沿岸の0.5～2.0ノットと比べ緩い流れとなっている。

燧灘沿岸の潮位

海岸	既往最高潮位 H.H.W.L.	朔望平均満潮位 H.W.L.	潮位差
仁尾港	T.P.+3.00m*	T.P.+1.90m	3.71m
観音寺港	T.P.+3.06m**	T.P.+1.95m	3.75m
豊浜港	T.P.+3.13m*	T.P.+2.02m	3.76m

*印は、平成 16 年の台風 16 号による既往最高潮位

**印は、昭和 36 年の第二室戸台風による既往最高潮位

○ 地形・地質

- 香川県における燧灘沿岸は南北に弓状の地形を形成している。
- 観音寺市は広がりのある平野を有しており、観音寺市～三豊市詫間町にかけては狭い平地の背後に七宝山～紫雲出山の山地地形が連なっている。
- 地質は沿岸から内陸部にかけて、沖積層が大半を占めているが、紫雲出山～七宝山にかけて花崗閃緑岩、讃岐岩類が分布し、愛媛県境の観音寺市豊浜町付近には和泉層群が分布している。

○ **植生分布**

- 荘内半島先端は「トベラ-ウバメガシ群落」、先端～七宝山の山地一帯は「コバノミツバツツジ-アカマツ群落」、七宝山西の沿岸には「ヤハズエンドウ-ヤエムグラ群落」、観音寺市豊浜町沿岸には「コシダ-ウバメガシ群落」が見受けられる。
- 特定植物群落には三豊市詫間町の荘内半島先端に広がる「荘内半島のウバメガシ群落」（郷土景観を代表する植物群落）、観音寺市の有明浜に「有明浜のクロマツ」（郷土景観を代表する植物群落）、「有明浜のウンラン生息地」（西日本屈指の海浜植物の群生地）の3カ所が指定されている（第5回基礎調査特定植物群落調査）。
- 藻場は134haで香川県の6.3%程度である（令和４～５年度　瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査）。平成22年度香川県海域藻場分布実態調査と比較して、面積は増加傾向にある。当沿岸では、荘内半島先端側及び燧灘に面した箇所ではガラモ場が多くなるが、規模や密度は比較的小さく、観音寺市ではほとんど見受けられない。
- 干潟は渡り鳥の良好な渡来地荘内半島の三豊市仁尾町以南に広く分布しており、194haと香川県の干潟全体の32%を占めている（令和４～５年度　瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査）。平成18年度瀬戸内海干潟実態調査と比較して、面積は減少傾向にある。

○ **生態分布**

- 瀬戸内海、讃岐山脈、讃岐平野から構成される複雑な地形は、動植物に多様な生息環境を提供している。このため、香川県では、鳥類320種、は虫類19種、両生類16種、淡水魚類168種（出典：香川県レッドデータブック2021。ただし、淡水魚については、通し回遊魚23種類も含む）。など数多くの野生動物の生息が確認されている。

○ **海底地形・底質**

- 沿岸部は水深30m以浅の平坦部が広く発達している。
- 底質は、ほとんどが砂質、レキ質である。

○ **水質**

- 環境基準の指定状況は、燧灘東部海域ではすべて海域Ａ類型となっている。
- 燧灘沿岸のＣＯＤ値は、平成 10 年度までは環境基準を達成してきたが、平成 11 年度は対前年度の 30%以上悪化するなど、近年は連続して環境基準が未達成である（香川県公共用水域水質測定結果（令和 5 年度））。
- 燧灘沿岸における全リン、全窒素の環境基準達成状況をみると、令和 5 年度は燧灘東部海域で環境基準を達成している（香川県　公共用水域水質測定結果（令和 5 年度））。
- 海水浴場の水質状況は令和 8 年度調査において燧灘沿岸の有明浜でＢ評価（Ｃ評価まで適）であり、すべての海水浴場で遊泳可能である。調査項目別では透明度、油膜についてすべての海水浴場でＡＡ～Ａ評価である（令和 8 年度香川県海水浴場の水質検査結果）。
- 燧灘海域では、讃岐阿波沿岸に比べ潮流が遅いものの、赤潮の発生件数は比較的少ない（令和 6 年度 瀬戸内海の赤潮（令和 7 年 12 月）（水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所））。

○ **自然公園・保護区**

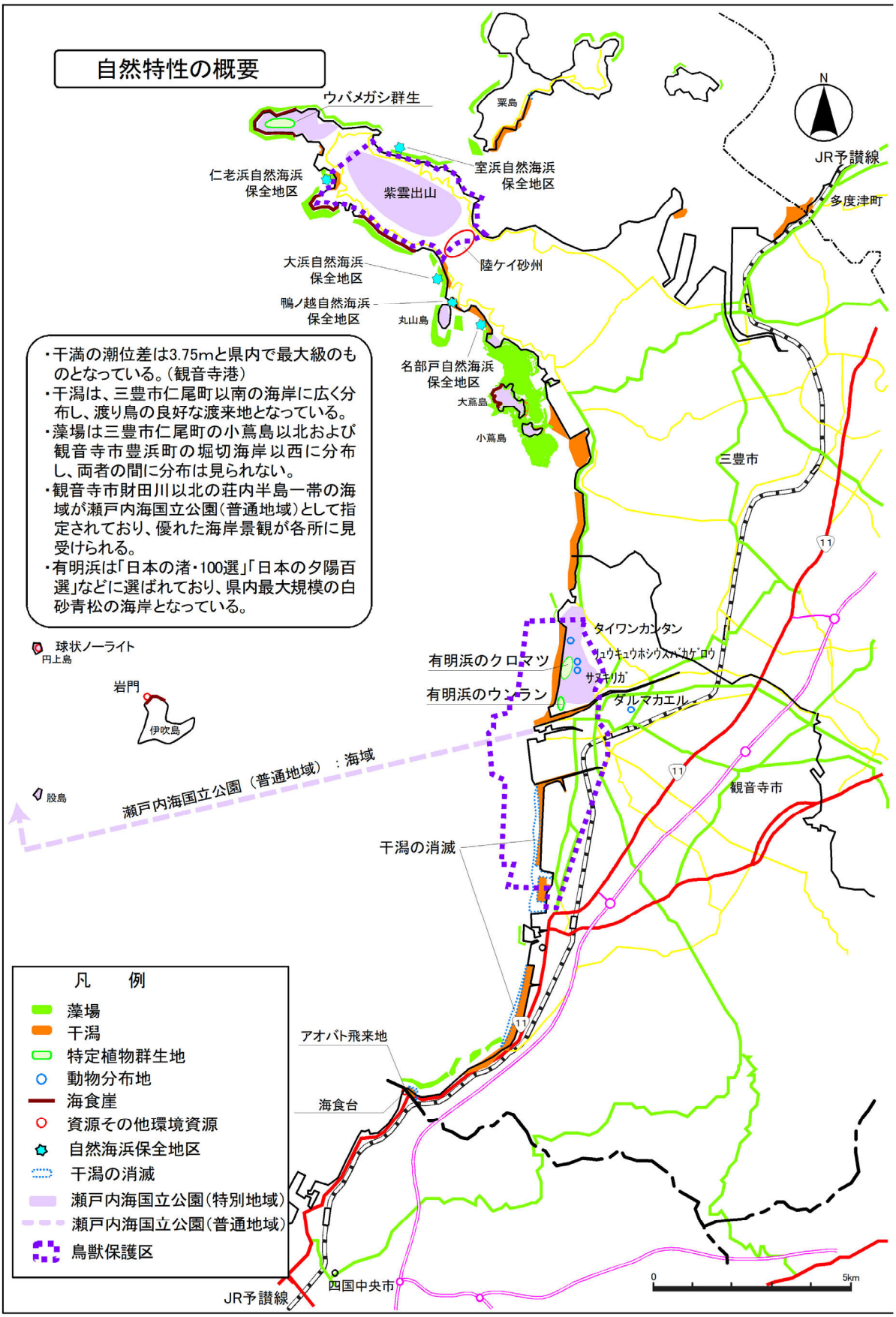
- 観音寺市の財田川以北の荘内半島一帯の海域が、瀬戸内海国立公園（普通地域）として指定されており、優れた海岸景観が各所に見受けられる。陸域では、有明浜、大蔦島、小蔦島が瀬戸内海国立公園（第 2 種特別地域）に指定されている。
- 「自然海浜保全地区」は県下 23 箇所のうち「仁老浜自然海浜保全地区」「大浜自然海浜保全地区」「鴨ノ越自然海浜保全地区」「名部戸自然海浜保全地区」の 4 箇所が指定されている。
- 「三豊海岸鳥獣保護区」として有明浜、琴弾公園一帯から観音寺港、豊浜港までの 1,334ha と「紫雲出山鳥獣保護区」として紫雲出山を中心とした荘内半島の 646 ha が指定されている。

○ **海岸景観**

- 荘内半島は山が海に迫り、変化に富んだ景観を形成しているが、それ以外の地域では、砂浜が多く比較的単調な景観となっている。
- 有明浜は「日本の渚 100 選」「日本の白砂青松 100 選」「日本の夕陽百選」に選定されており、広大な白砂青松に県内最大規模の砂丘植生および砂絵など豊かな自然と歴史的構造物とが一体となった優れた水辺景観を形成している。この他「日本の夕陽百選」に仁尾海岸緑地（三豊市仁尾町）、父母ケ浜海岸（三豊市仁尾町）、鴨ノ越（三豊市詫間町）が選定されている。

【図 自然特性の概要】に関する主な出典資料

干潟・藻場：令和 4～5 年度　瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査（環境省）
自然海浜保全地区：せとうちネット-自然海浜保全地区制度（環境省ホームページ）
国立公園区域：瀬戸内海国立公園（香川県地域）区域及び公園計画図（環境省）
自然環境資源：瀬戸内海国立公園　自然資源一覧図（環境省）
鳥獣保護区：鳥獣保護区 2015 年時点(国土数値情報ダウンロードサイト)


自然特性の概要
・干満の潮位差は3.75mと県内で最大級のものとなっている。(観音寺港)
・干潟は、三豊市仁尾町以南の海岸に広く分布し、渡り鳥の良好な渡来地となっている。
・藻場は三豊市仁尾町の小蔦島以北および観音寺市豊浜町の堀切海岸以西に分布し、両者の間に分布は見られない。
・観音寺市財田川以北の荘内半島一帯の海域が瀬戸内海国立公園(普通地域)として指定されており、優れた海岸景観が各所に見受けられる。
・有明浜は「日本の渚・100選」「日本の夕陽百選」などに選ばれており、県内最大規模の白砂青松の海岸となっている。
ウバメガシ群生
粟島
仁老浜自然海浜保全地区
紫雲出山
室浜自然海浜保全地区
JR予讃線
多度津町
大浜自然海浜保全地区
陸ケイ砂州
鴨ノ越自然海浜保全地区
丸山島
名部戸自然海浜保全地区
大蔦島
小蔦島
三豊市
球状ノーライト
円上島
岩門
伊吹島
タイワンカンタン
有明浜のクロマツ
リュウキュウホシクサバカゲロウ
サヌキリカ
有明浜のウンラン
ダルマカエル
股島
瀬戸内海国立公園(普通地域):海域
観音寺市
干潟の消滅
凡例
藻場
干潟
特定植物群生地
動物分布地
海食崖
資源その他環境資源
自然海浜保全地区
干潟の消滅
瀬戸内海国立公園(特別地域)
瀬戸内海国立公園(普通地域)
鳥獣保護区
アオバト飛来地
海食台
四国中央市
JR予讃線
0
5km

１－３ 社会特性の現況

○ 歴史・文化

- 文化財では有明浜に隣接する「琴弾公園」が名勝として、また島しょ部では「円上島の球状ノーライト」が天然記念物に指定されている。
- 祭事については、沿岸ならびに島しょ部で「和田雨乞踊」「仁尾竜祭り」などの雨乞いの伝統行事が行われている。また、五穀豊穣や海上安全、豊漁の祈願のための「さぬき豊浜ちょうさ祭り」、琴弾公園の銭形砂絵にちなんだ「かんおんじ銭形まつり」などが行われている。

○ 土地利用及び人口分布

- 令和５年１月１日現在の沿岸市町における地目別民有地面積の構成比をみると、山林が35.7%、田 25.2%、畑 19.3%となっており、宅地は 13.3%となっている。市街地が発達している沿岸部は遠浅の海域で昔から干拓が盛んに行われてきた。観音寺市の沿岸部は工業地域が点在するものの、内陸部は田畑が多い。
- 沿岸市町の令和６年の人口は観音寺市が 54.6 千人、三豊市 58.1 千人、合計 112.7 千人で、香川県の約 12.3%（香川県：917.1 千人）の人口シェアである。
- 香川県の人口は平成 11 年をピークに平成 12 年以来 20 年連続減少となっている。「かがわ人口ビジョン（令和２年３月改訂版、香川県)」によると、令和 42（2060）年までに約 66 万人に減少すると予測されている。

○ 交通

- 道路網：燧灘沿岸は香川県の最西部に位置しており、高速道路網は県土を縦断する高松自動車道により東部方面へは県都高松市へ連絡し、西部方面へは隣接する愛媛県四国中央市ならび松山市方面へ連絡している。
- 広域網は、坂出市から岡山方面へは瀬戸中央自動車道を経由して山陽自動車道へ連絡、高知方面へは四国中央市を経由して高知自動車道、徳島西部方面へは同じく四国中央市を経由して徳島自動車道で連絡している。
- 沿岸部における幹線道路としては、三豊市詫間町～観音寺市豊浜町については「(主)丸亀詫間豊浜線」（さぬき浜街道）が、観音寺市豊浜町～四国中央市に向けては国道 11 号が整備されている。
- 鉄道網：JR が高松駅から観音寺駅を経由して愛媛方面へ予讃線が向かっている。
- 船舶：瀬戸大橋が開通するまでは、本州への交通は高松を中心としたフェリーが担っていたが、橋の開通以降の交通手段は列車や自動車へと移っている。一方、フェリーは観音寺市から伊吹島への主要な交通手段として利用されている。
- 航空輸送：高松市香南町にある高松空港は、国内線は羽田線外２路線、国際線はソウル線外５路線が就航している。

○ 産業

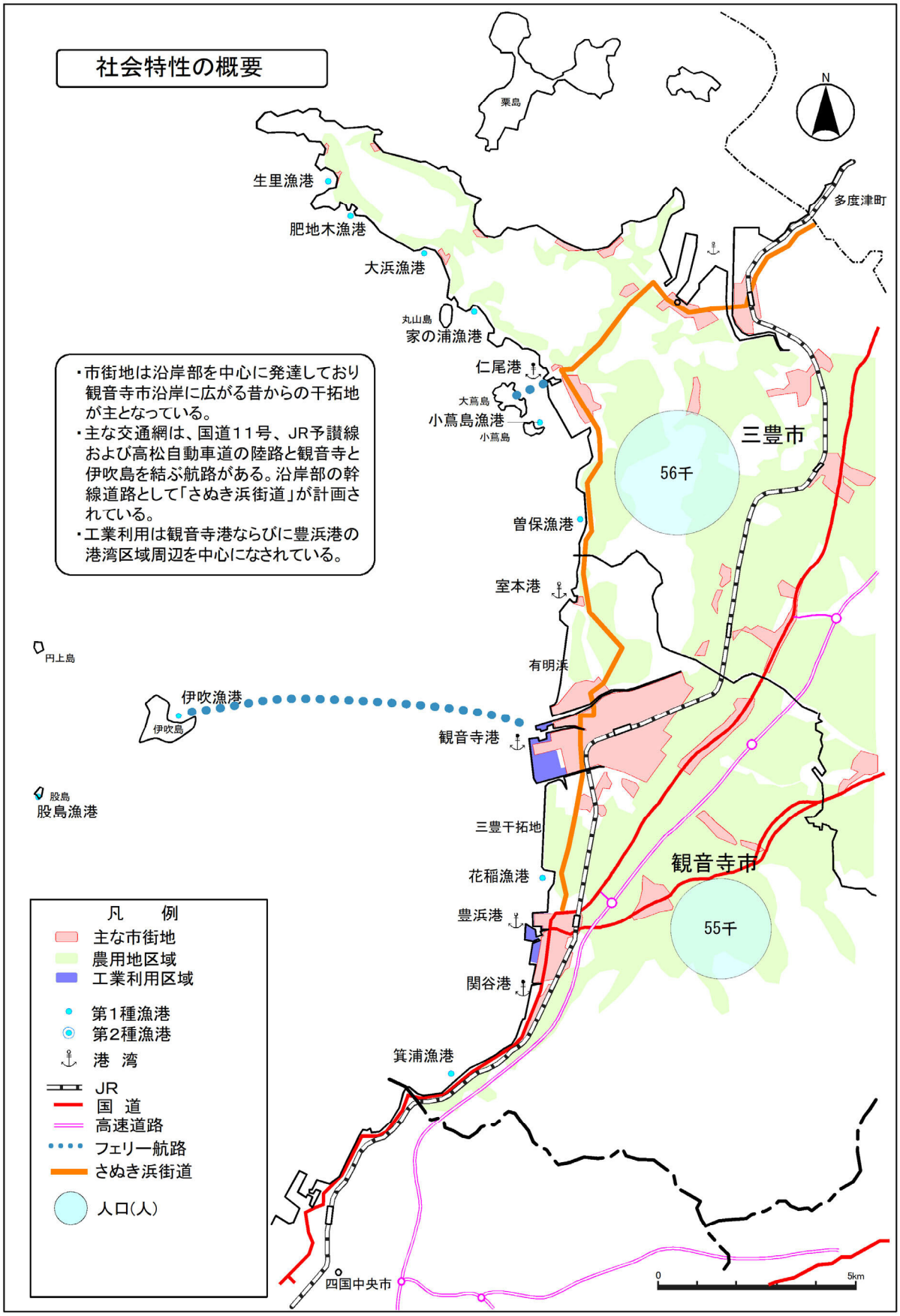
- 農業：燧灘沿岸の農業産出額（令和 5 年）は、香川県シェア約 46%を占めており、主要な品目として野菜、みかん、花卉栽培が盛んである。
- 商業：三豊地域（三豊市、観音寺市）における産業集積としては 300 人以上の事業所は 11 事業所のみで、中小規模のものがほとんどを占めている。県下における地域別では最も集中している「坂出･中讃地域」についで第二の地域となっている。機械、電気系の事業所は少なく、窯業土石、パルプ、繊維・衣服などが主要となっている。
- 工業：工業的な土地利用は観音寺港ならびに豊浜港の港湾区域周辺を中心になされている。

【図 社会特性の概要】に関する主な出典資料

文化財・史跡等：香川県の文化財（香川県ホームページ）

交通情報：各運航事業者ホームページ

土地利用状況：土地利用細分メッシュ第 2.6 版（国土数値情報ダウンロードサイト）


社会特性の概要
・市街地は沿岸部を中心に発達しており観音寺市沿岸に広がる昔からの干拓地が主となっている。
・主な交通網は、国道11号、JR予讃線および高松自動車道の陸路と観音寺と伊吹島を結ぶ航路がある。沿岸部の幹線道路として「さぬき浜街道」が計画されている。
・工業利用は観音寺港ならびに豊浜港の港湾区域周辺を中心になされている。
N
栗島
生里漁港
肥地木漁港
大浜漁港
丸山島
家の浦漁港
仁尾港
大蔦島
小蔦島漁港
小蔦島
多度津町
三豊市
56千
曽保漁港
室本港
有明浜
円上島
伊吹漁港
伊吹島
観音寺港
股島
股島漁港
三豊干拓地
観音寺市
花稲漁港
豊浜港
55千
関谷港
箕浦漁港
四国中央市
0
5km
凡　例
主な市街地
農用地区域
工業利用区域
第1種漁港
第2種漁港
港　湾
JR
国　道
高速道路
フェリー航路
さぬき浜街道
人口(人)

１－４ 海岸保全の現況

○ 海岸災害

- 過去における主な海岸災害としては昭和 36 年第二室戸台風の高潮による浸水被害（1 海岸あたり 1～3ha）であり、被災歴は比較的少ない沿岸域であったが、平成 16 年台風 16 号によって、当沿岸では甚大な浸水被害を受けた。
- 浸水被害とは別に三豊干拓地（観音寺市）では、昭和 53 年台風 13 号、平成 3 年台風 19 号により潮風害による作物被害が報告されている。
- 当沿岸は西に面しているため、冬季には北西の強風による風波が厳しい。

- 地震・津波被害については、内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、平成 24 年度の前回想定以降、初めての見直しが行われた（令和 7 年 3 月 31 日公表）。これを受けて、香川県では「香川県地震・津波被害想定検討委員会」を設置し、市町単位での細やかな被害想定の見直しを行い、令和 7 年 9 月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」としてとりまとめ公表した。
- 「香川県地震・津波被害想定調査報告書（公表：令和 7 年 9 月）」によると、最大クラスの被害をもたらす南海トラフ巨大地震による被害は、地震・津波により堤防等が破壊される最悪の条件のもと推計した結果、県内全域で、浸水区域は約 8,020ha、人的被害は、死者数で最大 7,800 人、負傷者数で 21,000 人に及ぶことが想定されている。

- 南海トラフ巨大地震で発生する津波は、紀伊水道、豊後水道を通じて瀬戸内海に侵入し、佐田岬、芸予諸島の影響を受け地震発生後 3 時間 40 分頃観音寺市に到達する。最高津波水位（T.P.）は最も高い箇所で観音寺市関谷港の 3.8ｍと想定されている。

- 南海トラフ巨大地震が発生した場合には、観音寺市、三豊市の一部地域で震度 7 が想定される。沿岸一帯は沖積の砂層が大半を占めており、中でも観音寺市の有明浜～豊浜の沿岸域は液状化の危険度Ａ（液状化危険度はかなり高い区域）となっている。

- 標高 4m以下の区域は観音寺市の中心部一帯に広く分布する。その他、観音寺市豊浜町、三豊市仁尾町それぞれの中心部に小規模分布している。

○ 海岸侵食

- 沿岸の砂浜海岸は、全体的に砂浜幅が狭く、平均砂浜幅 30m 未満の海岸が多くを占めている。砂浜幅については、埋立等による変動がみられる箇所があるものの、全体としては汀線が比較的安定している砂浜海岸が多い。

○ **保全施設の現況**

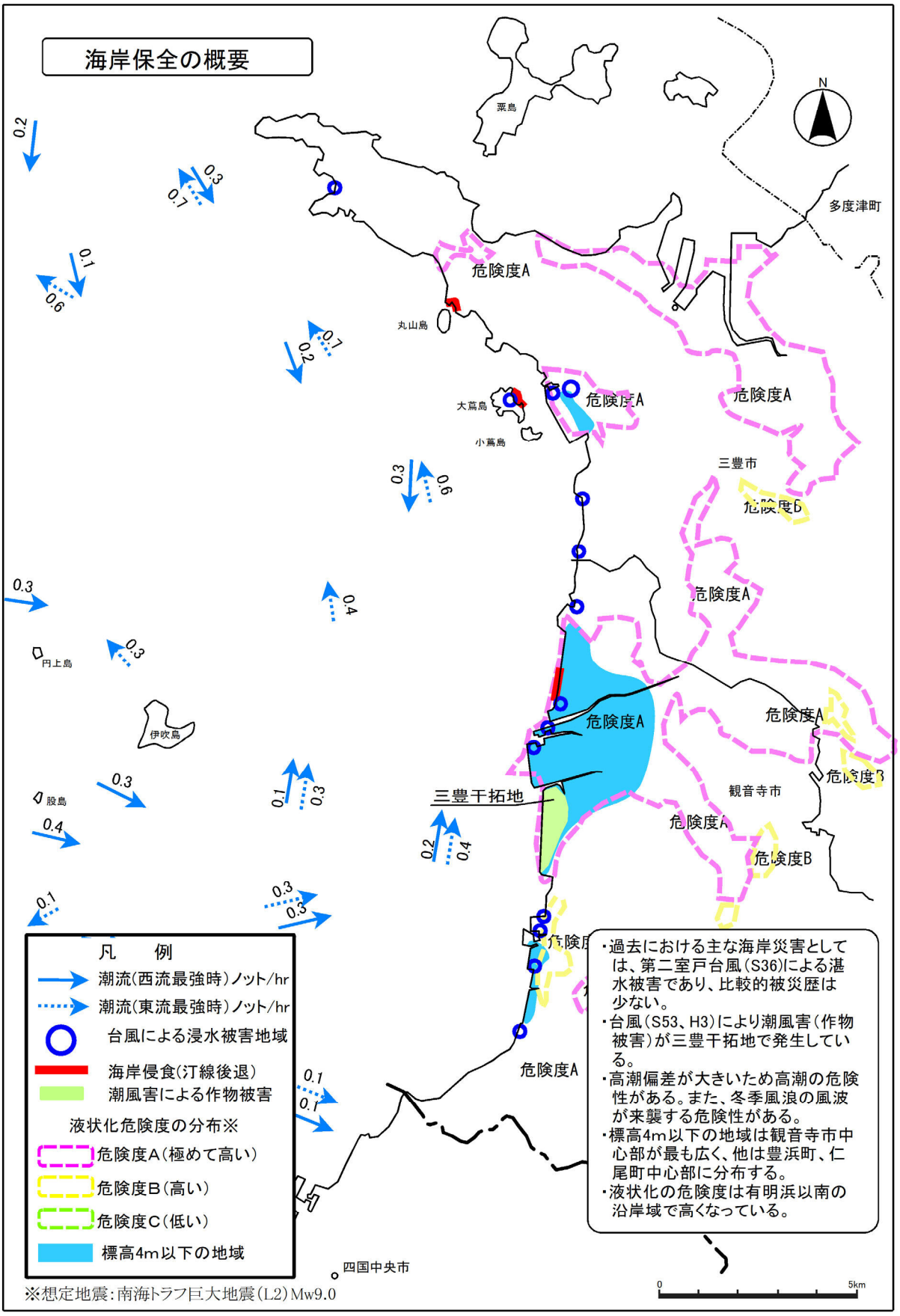
- 海岸保全施設は、昭和 35 年から昭和 55 年にかけて整備された施設が多い。昭和 30 年代は、直立護岸の整備がほとんどであったが、近年では面的防護方式を採用した整備計画が立てられている。

○ **対象外力**

- 高潮：瀬戸内海（燧灘）で発達した風波が対象外力となる。当沿岸における設計波高は 1.35～3.0ｍで西に行くほどやや高くなっている。
 ※設計波高：統計処理に基づき設定された確率波高であり、施設規模や安定性の設計に用いる波浪外力

- 津波：比較的発生頻度の高い津波（L1）が対象外力となる。当沿岸における設計津波水位は、T.P.+2.6ｍとなっている。
 ※設計津波水位：施設設計に用いられる基準となる津波の高さであり、L1 津波の越流防止を目的に設定する。

【図 海岸保全の概要】に関する主な出典資料
被害地域：香川県の水害実績（香川県ホームページ）
液状化危険度：香川県液状化危険度予測図（香川県）
標高：基盤地図情報ダウンロードサービス



※想定地震:南海トラフ巨大地震(L2)Mw9.0

１－５ 利用特性の現況

○ 漁業利用の状況

- 燧灘沿岸域は豊かな漁場に恵まれており、香川県の中では漁業の盛んな地域となっている。漁港の分布を見ると、三豊市の仁尾町～荘内半島（同市詫間町）に 6 港が集中している。
- 燧灘沿岸の漁港は 10 港あり、うち二種漁港が 1 港、一種漁港が 9 港（うち離島 2 港）である。沿岸域内の二種漁港は、伊吹漁港（観音寺市の伊吹島）になっている。
- 県内漁業では、イワシ漁の船びき網漁業などの漁船漁業が盛んであるが、海面養殖業はあまり行われていない。
- 三豊地域（三豊市、観音寺市）における漁業経営体数は 147 経営体で香川県の 15%のシェアとなっている（2023 年漁業センサス）。また魚種別の漁獲量で見ると、平成 30 年で「かたくちいわし」を中心に約 12 千ｔと県の 65%のシェアを誇っている。沿岸域の市町別の生産量では、観音寺市が 91%を占めている（海面漁業生産統計調査（平成 24 年～平成 30 年））。
- 水産加工工場、冷凍冷蔵工場が観音寺市を中心に数多く立地している。

○ 観光レクリエーション

- 令和 7 年の県外観光客数は年間約 973 万人で、4 年連続で増加となり、過去最多である瀬戸大橋が開通した昭和 63 年の 1,035 万人に次ぐ 2 番目の入込数となっている。
- 主な海水浴場は、有明浜海水浴場（観音寺市）、サンビーチ海水浴場（観音寺市）、一の宮海水浴場（観音寺市）など美しい砂浜に恵まれている。
- 沿岸部における観光については観音寺市豊浜町の「さぬき豊浜ちょうさ祭り」7 万人、観音寺市の「かんおんじ銭形まつり」5 万人をはじめ数多くの観光客を集客している。
- 瀬戸内国際芸術祭が瀬戸内海の魅力を世界に発信するプロジェクトとして平成 22 年から始まり、3 年に一度開催されている。第 6 回目となる「瀬戸内国際芸術祭 2025」では、春、夏、秋の総計 107 日間催され、作品数は過去最大数の 256 点、総来場者数は約 108 万人あまりとなり、直島、豊島、女木島、男木島、小豆島などで 25 のイベントが実施された。

瀬戸内国際芸術祭 2025 の開催地

開催地	開催時期	沿岸名
直島	春、夏、秋	讃岐阿波
豊島	春、夏、秋	讃岐阿波
女木島	春、夏、秋	讃岐阿波
男木島	春、夏、秋	讃岐阿波
小豆島	春、夏、秋	讃岐阿波
大島	春、夏、秋	讃岐阿波
犬島	春、夏、秋	岡山県
瀬戸大橋エリア*	春のみ	讃岐阿波
本島	秋のみ	讃岐阿波
高見島	秋のみ	讃岐阿波
粟島	秋のみ	讃岐阿波
伊吹島	秋のみ	燧灘
高松港エリア	春、夏、秋	讃岐阿波
宇野港エリア	春、夏、秋	岡山県
志度・津田エリア**	夏のみ	讃岐阿波
引田エリア**	夏のみ	讃岐阿波
宇多津エリア**	秋のみ	讃岐阿波

*芸術祭 2022 以前においてはエリア名を沙弥島として展開

**今回より追加

○ **港湾施設の利用**

- 燧灘沿岸の港湾は地方港湾 4 港（県管理 3 港、市町管理 1 港）である。
- 燧灘沿岸の港湾機能は、海上出入貨物量について県シェアの 1%未満となっている（令和 6 年港湾調査)。また、入港船舶数、船舶乗降人員数の県シェアはそれぞれ 3.2%、1.6%程度となっている。
- 燧灘沿岸における主要な港湾は観音寺港であり、沿岸内における海上出入貨物量のほぼ全て、入港船舶数の約 9 割、船舶乗降人員数のほぼ全てを占めている。
- 燧灘沿岸において臨港地区のある港湾は観音寺港と仁尾港、豊浜港、室本港の 4 港であり、面積は香川県が指定している臨港地区の総面積の 2%となっている。また、分区指定地域は商港区（75%）及びマリーナ港区（25%）となっている。

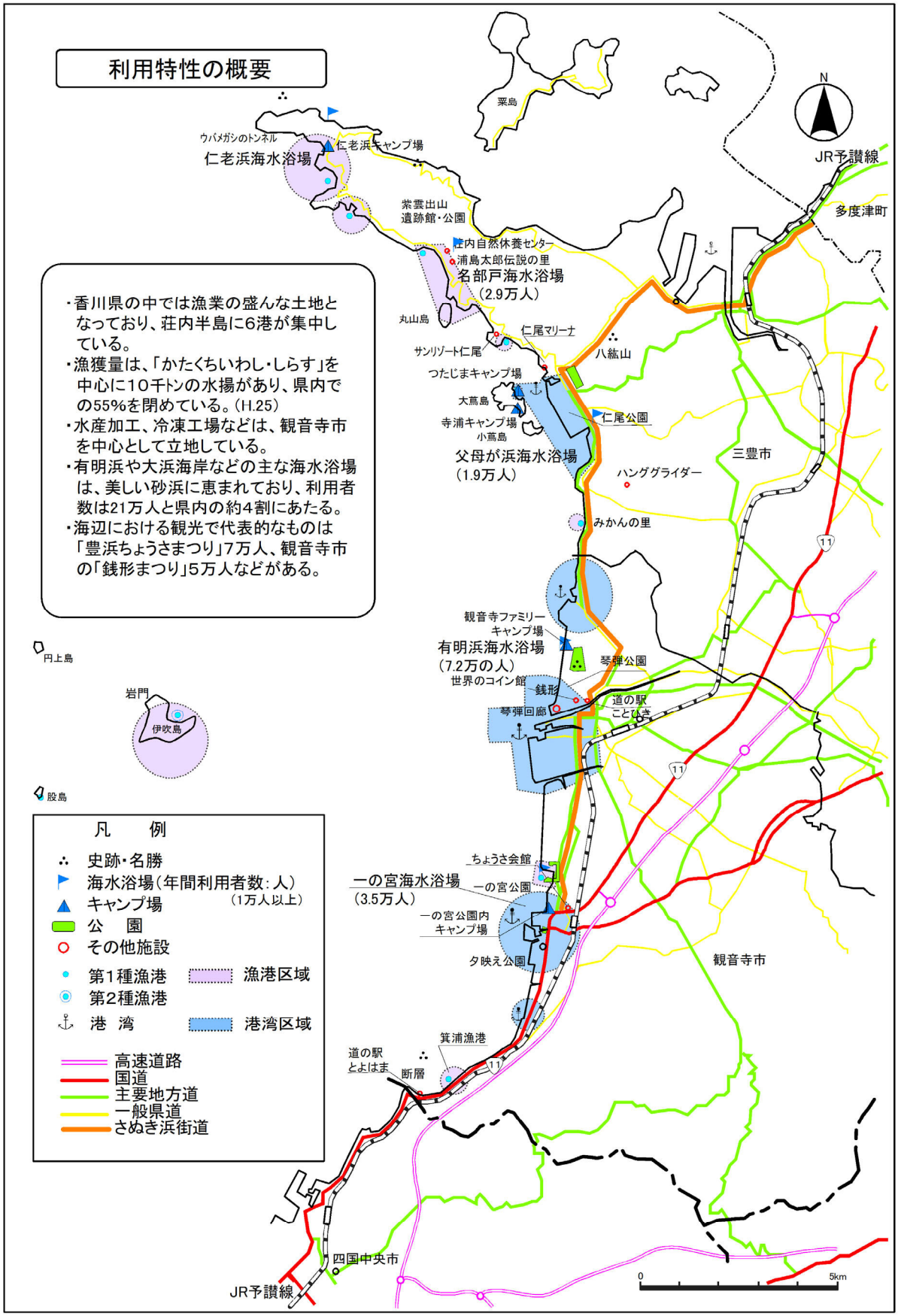
○ **主要計画等**

- 国道 11 号(豊中観音寺拡幅):交通渋滞の緩和や交通事故減少などの交通環境を改善し、さぬき豊中 IC へのアクセスを強化するほか、地域の交流や三豊市と観音寺市の連携を促進するため、現在２車線を４車線に拡幅する整備が進められている。

【図 利用特性の概要】に関する主な出典資料

港湾・漁港区域：香川県　港湾課、水産課

海水浴場など：海辺のお出かけマップ（香川県)、事業者ホームページなど


利用特性の概要
・香川県の中では漁業の盛んな土地となっており、荘内半島に6港が集中している。
・漁獲量は、「かたくちいわし・しらす」を中心に10千トンの水揚があり、県内での55%を閉めている。(H.25)
・水産加工、冷凍工場などは、観音寺市を中心として立地している。
・有明浜や大浜海岸などの主な海水浴場は、美しい砂浜に恵まれており、利用者数は21万人と県内の約4割にあたる。
・海辺における観光で代表的なものは「豊浜ちょうさまつり」7万人、観音寺市の「銭形まつり」5万人などがある。
凡　例
史跡・名勝
海水浴場(年間利用者数：人)
(1万人以上)
キャンプ場
公　園
その他施設
第1種漁港
第2種漁港
港　湾
漁港区域
港湾区域
高速道路
国道
主要地方道
一般県道
さぬき浜街道
N
栗島
ウバメガシのトンネル
仁老浜海水浴場
仁老浜キャンプ場
紫雲出山
遺跡館・公園
荘内自然休養センター
浦島太郎伝説の里
名部戸海水浴場
(2.9万人)
丸山島
仁尾マリーナ
サンリゾート仁尾
つたじまキャンプ場
大蔦島
寺浦キャンプ場
小蔦島
父母が浜海水浴場
(1.9万人)
仁尾公園
八紘山
ハンググライダー
みかんの里
三豊市
JR予讃線
多度津町
観音寺ファミリー
キャンプ場
有明浜海水浴場
(7.2万の人)
世界のコイン館
琴弾公園
銭形
琴弾回廊
道の駅
ことひき
円上島
岩門
伊吹島
股島
ちょうさ会館
一の宮海水浴場
(3.5万人)
一の宮公園
一の宮公園内
キャンプ場
夕映え公園
観音寺市
箕浦漁港
道の駅
とよはま
断層
四国中央市
JR予讃線
0
5km

２．燧灘沿岸の長期的な在り方

２－１ 燧灘沿岸の長期的な課題

（１）海岸の防護に関する課題

燧灘沿岸は、波浪の比較的穏やかな瀬戸内海に面し、台風などの波浪による被害の比較的少ない沿岸である。しかし背後に臨海工業地域の形成されている観音寺市などの沿岸域の平野部や埋立地においては、平成 16 年の台風 16 号来襲によって発生した浸水被害のように越波・高潮による浸水の危険性があると同時に、地震時の液状化の危険性の極めて高い地域でもあり、安全性の確保が求められる。

一方、荘内半島部においては、漁村集落が海岸に隣接して点在しており、過去に高潮による被災歴も報告されていることから、今後の気候変動の影響による海面上昇や台風の強大化による将来外力の増大にも対応していく必要がある。

上記のような対応が求められるなかで、既設の海岸保全施設の中には建設年度が古く老朽化にともなう耐久性の低下や、機能低下が懸念される箇所があり、また、砂浜海岸においては、現状の砂浜幅は概ね安定しているが、侵食により砂浜が狭くなっている海岸も確認され、砂浜による防護機能の低下も懸念される。

（２）海岸環境の整備及び保全に関する課題

燧灘沿岸では、観音寺市の財田川～荘内半島先端にかけての海域が瀬戸内海国立公園として指定されており、当沿岸域北部の 4 箇所が自然海浜保全地区として指定されている。また、国指定の名勝地である有明海岸をはじめ、珍しい海浜植物・干潟・藻場など貴重な自然環境資源と歴史観光資源を有しており、これらの保全が求められる。

しかし、近年、埋め立てや沿岸開発にともなう干潟の減少がみられ、また県西部における産業の中心地であることや愛媛県の東部産業中心地に近いことから、西から東へと流れる緩やかな潮流により生じる水環境への影響が懸念されるところである。

このような貴重な自然環境の保全に関して、「生物多様性国家戦略 2023－2030」を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に対応する必要がある。

また、近年活発化している住民団体による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させることが必要である。

（３）海岸における公衆の適正な利用に関する課題

燧灘沿岸のうち、観音寺市は埋立地や港湾施設が発達し、その多くは護岸及び消波ブロックで固められた人工的な海岸で、人々が近づき難い海岸がほとんどである。対象沿岸域における背後地人口が集中する区域にもかかわらず地域住民のための潤いや、憩いの空間を提供するといった海岸が少ない状況にある。

一方、自然海岸がポケット的に多く残されている当該地域北部では、地域住民の意見を反映した海岸整備や荘内半島の美しい自然景観、大蔦島や仁尾マリーナなどの海洋レクリエーション施設を活用した地域の活性化が求められている。

このため、海岸の整備にあたっては、これら多様な海岸利用に配慮しつつ、レクリエーション空間の創出や、陸からだけではなく海からの海岸へのアクセス路の確保など親水性や利便性の向上等を図る必要がある。

また、適正な海岸利用については、関係機関と調整を図りつつ、階段やスロープの設置など利用者が適正に利用するための施設の確保、利用者のマナー向上の啓発や地域住民の参加、協力による取り組みなどの対応も必要である。

これまで海岸利用は、海岸域における漁業、潮干狩り、釣りや海水浴などの海洋性レクリエーション、海岸で行われる祭り等行事が想定されてきた。

近年は、歴史的な文化遺産（文化財（指定・登録）、史跡、土木遺産、農業土木遺産 等）が、観光・技術継承といった面から注目されつつある。また、瀬戸内国際芸術祭（平成 22 年～、3 年毎に開催）において各島の海岸にアート作品が展示され、海岸のアート化といった新しい方向性からの利用への配慮が求められている。

２－２ 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

国の海岸保全基本方針である『国民の共有財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していく』をふまえ、燧灘沿岸の海岸保全に関する基本理念を以下のように設定する。

瀬戸内海の豊かな自然を保全し、
にぎわいのある安全で親しめる海岸の創出

この基本理念をふまえ、燧灘沿岸の特性を考慮し、長期的な海岸のあり方を「海岸保全の基本方針」として以下に提案する。さらに、この長期的なあり方として描かれる燧灘沿岸の将来像を実現するために、当面実施していく「防護・環境・利用の施策」、及び海岸保全の基本方針の実現に向けて設定される「防護の目標」を示す。

２－３ 燧灘沿岸の海岸保全に関する基本方針

- **自然環境と景観の保全**

美しい自然景観や、多様な生物の生息環境である藻場や干潟についても、適切な保全に努めるとともに、自然性を損なわないよう配慮しつつ効果的な活用を図る。

- **安全で快適な海岸づくり**

侵食を受けつつある砂浜の保全･回復と台風等の高潮や津波から海岸背後の市街地を守る越波対策等、必要な防護機能を高め、安全で快適な海岸づくりを目指す。

- **人と自然のふれあい**

様々な人々が日常生活の中で気軽に海辺に近づき自然にふれあうことができるよう、地域と連携した取り組みにより親しみのある海岸づくりを目指す。

- **人と自然の共生**

自然の生態系を守りつつ、海辺の生活環境、漁場環境の保全と改善を進め、人と自然がともに暮せる海辺環境を創出する。

- **新たな交流と地域文化への寄与**

これらの取り組みが次世代に向けた新たな交流と地域文化の継承・発展に寄与していくことを目指す。

３．　海岸の防護、環境、利用に関する事項

３－１ 海岸の防護の目標

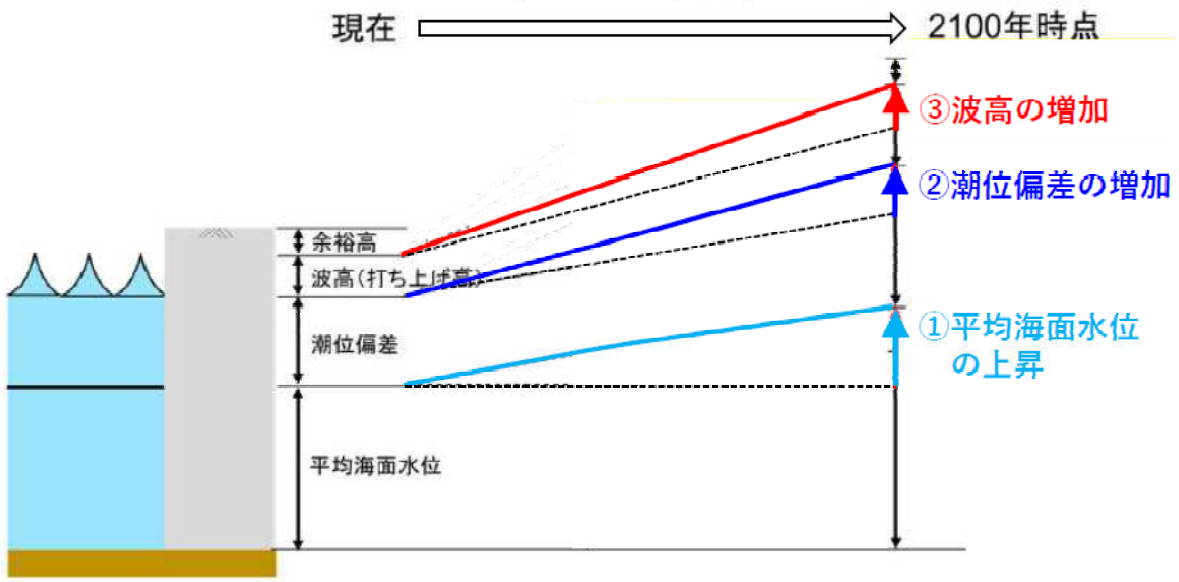
【防護の基本方針】

気候変動に関する現時点での最新の知見をもとに、気候変動シナリオとして２℃上昇シナリオ(RCP2.6)を前提とし、2100 年時点の防護の目標を設定する。一方、今後 30 年以内に60～90%程度以上の高い確率で南海トラフ地震が発生することが予測されており、本県では海岸保全施設の地震・津波対策も喫緊の課題となっている。

気候変動予測の不確実性や切迫する大規模地震の発生を踏まえ、将来見込まれる長期的な外力変化に対する海岸保全施設の整備は段階的に進めることとする。まずは「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき現在進めている地震・津波対策が完了する 2045 年までを第１段階の計画期間とし、現行の防護水準で整備を進め、早急に全県の安全確保を図る。

その後、2100 年までは気候変動を考慮した防護水準による整備を推進する。なお、防護水準については、気候変動の発現状況のモニタリング結果や今後の気候変動予測に関する知見等を踏まえて適宜見直しを図るものとする。

【 気候変動に伴う外力変化のイメージ】



気候変動に伴う将来の外力変化の考え方

出典「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方　提言（R2.7）

：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」を参考に作成

【防護すべき地域】

次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を整備または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定される地域とする。

○高潮（越波）、津波に対して、想定した潮位、波浪、津波が発生した場合に浸水が予測される区域。

○平成 16 年の台風 16 号来襲時に、越波や越流によって浸水被害が発生した地域。

○侵食に対して、現在と同じ速度で侵食が進むと予想される地域、または現時点で海浜を復元する必要が認められる地域。

○想定地震発生時に液状化の危険性が極めて高いと予想される地域

【気候変動の影響を考慮した将来における防護水準（2100 年）】

①高潮（越波）

○過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した「平均海面水位の上昇」、「潮位偏差の増加」、「波高の増加」を加えた想定外力に対し防護することを目標とする。

○海岸特性や地域特性を検証し、必要に応じて環境面、利用面等に配慮した面的防護方式を採用する。

②侵食

○気候変動の影響に伴う侵食については、将来の外力変化の予測を踏まえ、引き続きモニタリングを継続する。

○モニタリングにより、背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

＜高潮（越波）、侵食に対する防護水準：(2100 年時点)＞

海岸 No	市町名	高潮		侵食
		設計高潮位※	計画波浪 Ho’（換算沖波）To’（周期）	
No.010101 ～020301	三豊市 観音寺市	TP+3.52～3.57	Ho’＝1.43m～3.2m To’＝5.8s～7.0s	必要に応じた汀線の回復
No.020302 ～021301	観音寺市	TP+3.56～3.64	Ho’＝2.64m～3.2m To’＝5.82s～7.2s	

※測量成果 2011 使用

③津波

○比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）に対して、海岸の背後地を守る防護機能を高めていく。最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、避難体制や情報伝達体制づくりなどソフト面からの対策もあわせて取り組んでいく。

○適切に推算した「気候変動による海面上昇」の影響を加えた想定外力に対し防護することを目標とする。

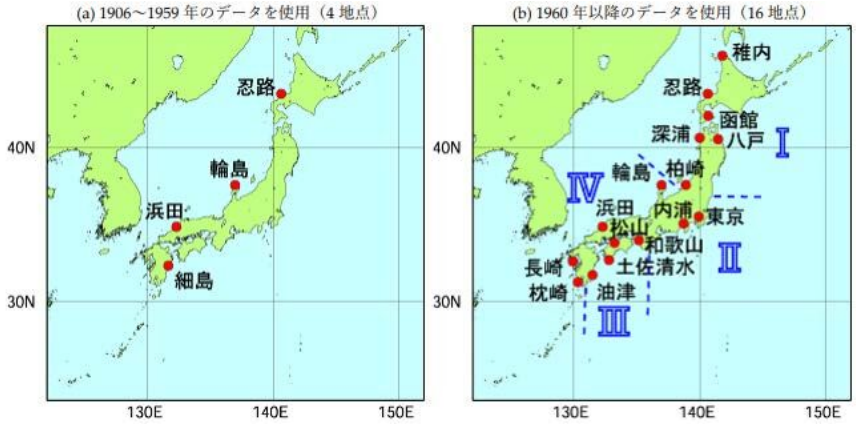
④地震及び液状化

○想定される地震に対して海岸保全施設の耐震性を確保する。また、液状化危険度が極めて高いと想定される地域においては、防護施設の重要性に応じて液状化対策工の検討や、地域住民と一体となったソフト面での対策等、総合的な防護対策を図る。

※　詳細については「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を参照

３－２ 段階的な防護水準の設定

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方　提言（R2.7）：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」によると、気候変動予測については不確実性があることが言及されており、また、「日本の気候変動 2025（R7.3）：文部科学省　気象庁」においても、海面上昇量の予測値には幅があることが示されている。



	シナリオ	海域 I	海域 II	海域 III	海域 IV	4 海域平均	(世界平均)
2031~2050 年平均	2°C 上昇	0.16 (0.14~0.21)	0.17 (0.14~0.22)	0.16 (0.12~0.22)	0.16 (0.13~0.21)	0.17 (0.14~0.21)	0.16 (0.14~0.21)
	4°C 上昇	0.19 (0.16~0.24)	0.19 (0.16~0.24)	0.18 (0.14~0.23)	0.19 (0.16~0.24)	0.19 (0.16~0.24)	0.19 (0.16~0.23)
2081~2100 年平均	2°C 上昇	0.40 (0.30~0.55)	0.40 (0.30~0.56)	0.39 (0.29~0.55)	0.40 (0.31~0.56)	0.40 (0.30~0.55)	0.41 (0.32~0.57)
	4°C 上昇	0.67 (0.55~0.87)	0.68 (0.56~0.88)	0.67 (0.55~0.87)	0.69 (0.57~0.89)	0.68 (0.56~0.88)	0.67 (0.55~0.87)

気候変動に伴う海面水位上昇量の将来予測（m）

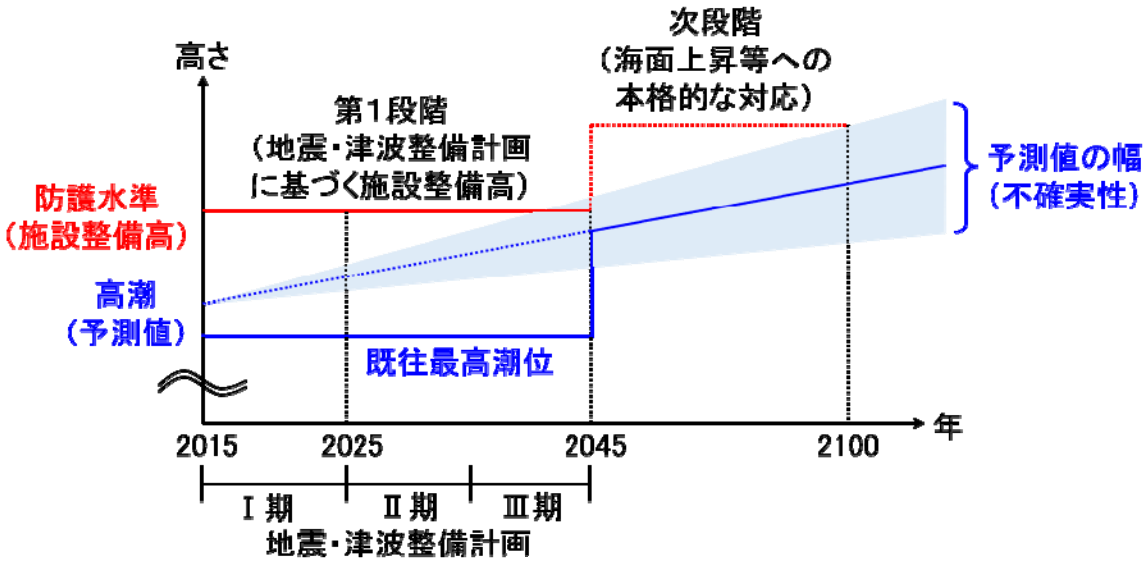
出典「日本の気候変動 2025（R7.3）：文部科学省　気象庁」

このため、気候変動を踏まえた海岸保全施設の整備にあたっては、今後の海面上昇や台風の強大化の状況（最大風速の増大、中心気圧の低下など）等をモニタリングし、最新の知見等も踏まえて適宜見直しながら進める必要がある。

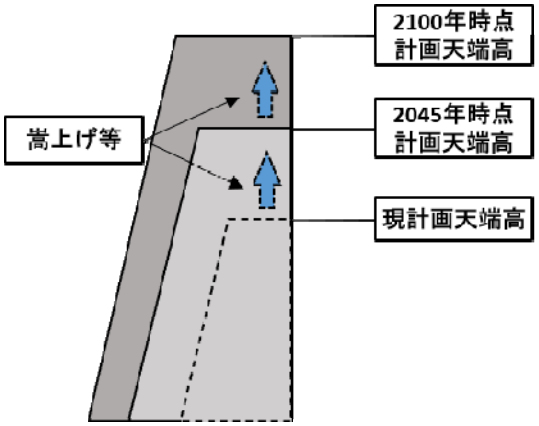
一方、今後 30 年以内に 60～90%程度以上の高い確率で南海トラフ地震が発生することが予測されており、本県では海岸保全施設の地震・津波対策も喫緊の課題となっている。

以上のことから、気候変動予測の不確実性や切迫する大規模地震の発生を踏まえ、海岸保全施設の整備は段階的に進めることとし、短期的な対応として、第 1 段階計画期間は「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき地震・津波対策が完了する 2045 年に設定し、現行の防護水準で整備を進め、早急に全県の安全確保を図ることとする。2045 年からは次の段階として、気候変動の影響を踏まえた整備を進める。

なお、防護水準については、モニタリング結果や今後の気候変動予測に関する知見等を踏まえて適宜見直しを図るものとする。



段階的整備に関する考え方



施設高のイメージ

【第１段階計画期間における防護水準（2045 年）】

①高潮（越波）

○過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し防護することを目標とする。

○海岸特性や地域特性を検証し、必要に応じて環境面、利用面等に配慮した面的防護方式を採用する。

②侵食

○侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。

○背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

＜高潮（越波）、侵食に対する防護水準＞

海岸 No	市町名	高潮		侵食
		設計高潮位※	計画波浪 Ho’（換算沖波）To’（周期）	
No.010101 ～020301	三豊市 観音寺市	TP+3.00～3.06	Ho’＝1.35m～3.0m To’＝5.6s～6.8s	現状の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No.020302 ～021301	観音寺市	TP+3.06～3.14	Ho’＝2.49m～3.0m To’＝5.65s～7.0s	

※測量成果 2011 使用

③津波

○比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）に対して、海岸の背後地を守る防護機能を高めていく。最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、避難体制や情報伝達体制づくりなどソフト面からの対策もあわせて取り組んでいく。

④地震及び液状化

○想定される地震に対して海岸保全施設の耐震性を確保する。また、液状化危険度が極めて高いと想定される地域においては、防護施設の重要性に応じて液状化対策工の検討や、地域住民と一体となったソフト面での対策等、総合的な防護対策を図る。

※　詳細については「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を参照

３－３ 防護に関する施策

（１）施設の計画的な整備

防護の必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分ではないため、今後も施設の計画的な整備を一層進めることとする。

その際、堤防や消波工のみの線的防護方式から堤防や消波工等に沖合施設や砂浜等を組み合わせた面的防護方式への転換をより一層推進し、防護機能だけでなく環境や利用にも配慮するとともに、ソフト対策を組み合わせた海岸保全を進める。

また、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画（第４回変更、令和６年３月）」に基づき、海岸保全施設の整備を進める。

（２）自然の防災機能の活用

砂浜は、優れた消波機能を持つとともに、白砂青松という言葉に代表される美しい海岸景観の構成要素となる。このため、松林等の海浜植生を含めた自然海岸の保全・維持に取り組み、安全でより自然に近い海岸の整備を進めていく。

また、離岸堤や潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となり得ることから自然環境に配慮した整備を進める。

（３）侵食対策

気候変動の影響に伴う侵食に対しては、将来の外力変化の予測を踏まえ、モニタリングを実施し、汀線の後退や底質の変化が認められ、背後地に影響が生じる可能性が高い場合は、航空レーザー測量や汀線測量など調査精度を上げ、必要に応じて面的防護施設等により、汀線の回復を図るなどの順応的な管理を行う。

（４）地震・津波対策の強化

地震による液状化の危険性が想定される地域や標高の低い地域における海岸保全施設については、必要に応じて液状化対策等を図る。

津波対策については、中央防災会議（内閣府）において提示された２つのレベルの津波の考え方を踏まえ、引き続き対策を図る。

- 比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）に対しては、ハード面からの対策である海岸保全施設の整備を実施する。
- 最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、安全な場所への避難を基本に、全壊に至る時間を延ばす粘り強い施設構造とする等、総合的対策を実施する。

（平成 23 年９月 28 日　東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）

（５）既存施設の機能維持

現況の海岸保全施設の中には建設から 50 年以上が経過したものもあり、今後施設の老朽化や機能低下等への対応が必要となる。予防保全の考え方や長寿命化を採り入れた維持管理に努めるとともに、修繕・補強の際には、津波に対して粘り強い構造を検討する。

また、海岸の自然環境や適正な利用の確保、景観への配慮の観点から、必要に応じて既存の施設を環境や利用に配慮した施設に作り変えていくことや景観や利便性を著しく損なう施設の汚損への対処を進める。

（６）防災・避難体制の整備

地震時の液状化や設計津波水位を上回る津波や最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、対象となる施設をハード面で対応するには限界があり、避難体制や情報伝達体制づくりなどソフト面からの対策もあわせて取り組んでいく。

防災情報の周知、若年層への防災教育の充実・地元の防災活動との連携、香川大学危機管理先端教育研究センター等との連携促進により、県民の防災意識の向上を図る。また、自主防災組織のリーダー研修や防災士養成講座等のさらなる充実により、防災を担うリーダーの育成・活用を図る。加えて、住民等の避難を中心にしたソフト対策（津波・高潮ハザードマップ等）、コミュニティや自主防災組織が中心になった避難計画の作成や訓練を実施し、総合的な地震・津波対策を実施する。

地域防災力を強化し被害を軽減するためには、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、行政が支える「公助」の三つが連携・協働して行われることが必要である。県民の行動が主体となる「自助」や「共助」について、普及啓発に努める。

３－４ 環境に関する施策

（１）生物の生息・生育環境への配慮

貴重な海浜植物をはじめ、干潟・藻場など生物の生息環境など優れた環境資源を有している。このため、特に重要なこれらの自然環境に加え、水、緑の保護・保全及び回復によって、生態系に配慮した環境づくりに努める。

（２）貴重な植生・景観への配慮

燧灘沿岸域は瀬戸内海国立公園や自然海浜保全地区として指定されるほか、名勝地である有明海岸に代表される景観資源を有しているため、これらの良好な自然環境及び自然景観の保護・保全に十分配慮する。

なお、貴重な自然環境や景観を将来にわたり保全していくため、侵食に対するモニタリングと併せて貴重な自然環境や動植物の生育・生息状況の変化についてモニタリングを実施する。

（３）海岸保全施設等の整備

海岸保全施設の整備にあたっては、沿岸域の環境を守るために、身近に存在する藻場、干潟、砂浜などの海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点からの取り組みを推進していく。

施設整備及び施設の維持管理にあたって、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）を行うとともに、生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全に努め、良好な環境の創造に配慮した海岸整備に取り組んでいく。

（４）親水空間の整備

来訪者の安全性や利便性に配慮しつつ、必要に応じて親水護岸や遊歩道、海水浴場等の人と海のふれあいや環境教育の場を確保することにより、環境教育の継続的な実践、既に数多くのボランティア団体が参加している砂浜の清掃活動などソフト面での体制づくりをより支援していく必要がある。

（５）環境への人為的影響の緩和

県内の優れた海岸環境は次世代に継承していくべき重要な財産であるとの相互認識のもと、利用マナーの啓発をしていく必要がある。

（６）海岸環境に関する情報の共有

海岸環境に関する情報の収集・整理・分析、その結果の提供・公開を通じて、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するように努める。

（７）気候変動への対応

気候変動に伴う海面上昇等により、藻場の衰退や干潟の縮小、砂浜の消失、沿岸域の防護機能の低下が懸念される。これに対し、藻場や植生等の自然環境が持つ多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の考え方を踏まえ、防災・減災と自然環境の保全とを両立させる「適応」に努めるとともに、これら生態系による二酸化炭素の吸収・固定機能を「ブルーカーボン」として活用し、気候変動そのものを抑制する「緩和」に努める。また、既存の調査資料の活用や定量的な評価手法を用いた調査の実施により、藻場等の自然環境の変化やその効果を把握する。

３－５ 利用に関する施策

（１）海岸利用の増進に資する施設整備

自然海岸がポケット的に多く残されている当該地域北部では、地域住民の意見を反映した海岸整備や荘内半島の美しい自然景観、大蔦島や仁尾マリーナなどの海洋レクリエーション施設を活用した地域の活性化が求められている。これに加え名勝地、主要観光地、海水浴場といった既存の高度利用海岸については、さらなる利便性の向上に努めていく。

また、漁業活動、観光レクリエーション施設の利用状況など海岸周辺の実態を踏まえ、地域住民や来訪者の多様な要望に対応した海岸づくりに努める。

さらに、沿岸部の歴史的な文化遺産の観光・教育等への活用により海岸の利用増進を図るとともに、文化遺産の保全に配慮する。

また、今後は人口減少や高齢化の進行により、海水浴やレクリエーションなどの土地・海岸利用の変化に加え、地域住民による海岸清掃等の維持管理活動の担い手不足などが懸念される。このため、海岸点検等を通じて利用頻度や利用形態、現場状況を把握し、その変化を踏まえ、施設の適切な配置・更新やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を図るとともに、施設の必要性や優先度を踏まえ、適切に維持管理するなど、将来の社会情勢の変化に対応した維持管理の効率化を図る。

（２）海岸利用への配慮

沿岸部は、漁業活動の場であると同時に海洋性レクリエーションの活動の場でもあり、海に関わる地域性豊かな祭りや新しいイベントが開催されている場でもあるため、イベントや地域住民と来訪者との交流促進に配慮した空間形成にも配慮する。

瀬戸内国際芸術祭における海岸へのアート作品の展示、住民参加によるアート海岸づくりといった、海岸への芸術作品展示・海岸の芸術作品化などといった新しい方向性からの利用へも配慮する。

（３）アクセス路の確保

海岸整備の進んだ地域や、港湾施設が発達した沿岸の多くは、地域住民のための潤いや憩いの空間を提供するといった海岸が少ない人工的な海岸で､人々が近づき難い海岸がほとんどである。

自然環境の保護や防護面での安全性確保を基本としつつ、利便性に優れた海岸保全施設の整備、案内標識などによるわかり易いアクセス道路づくりや駐車場などの周辺整備、また高齢者・障がい者も日常生活の中で気軽に水辺に近づける斜路など、利便施設のユニバーサルデザインへの対応に努めていく。今後、海上から船舶を使った海岸の利用についても配慮する。

（４）ルールづくりの支援とマナーの向上

海岸の適正な利用を推進するために、迷惑行為の制限や環境への支障を及ぼす行為の禁止など、海岸利用のルールづくりを進めるとともに、利用者へのマナー啓発などにも努めていく。

また、海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりや海岸愛護精神の向上に努める。

（５）情報の発信

海岸利便施設の状況、海岸でのイベント等について、報道機関やインターネット、ポスター等様々なメディアによる、情報提供を積極的に推進し、利用者の増進を図る。

（６）安全に利用できる海岸づくり

津波からの避難ルートの確保や避難情報等を表示する案内板の設置など、海岸利用者の安全性に配慮する。

（７）気候変動への対応

気候変動に伴う海面上昇や高潮・高波の変化は、砂浜の喪失や背後地への浸水リスクを増大させる。これにより、生業の場である漁場や、観光・レクリエーションの基盤となる砂浜、さらには伝統文化の継承地や地域住民の居住環境そのものが損なわれる懸念がある。

こうした利用への影響軽減と防護機能の確保を両立させるため、海面上昇等の状況や地域の意見を適切に反映し、機能を順次強化する段階的な整備を行う。整備にあたっては、防護機能の確保を基本としつつ、階段、スロープ、遊歩道等の整備によりアクセスや親水性を維持し、景観や自然環境と調和した持続可能な海岸づくりに努める。

４．　ゾーン区分及びゾーン毎の方向性

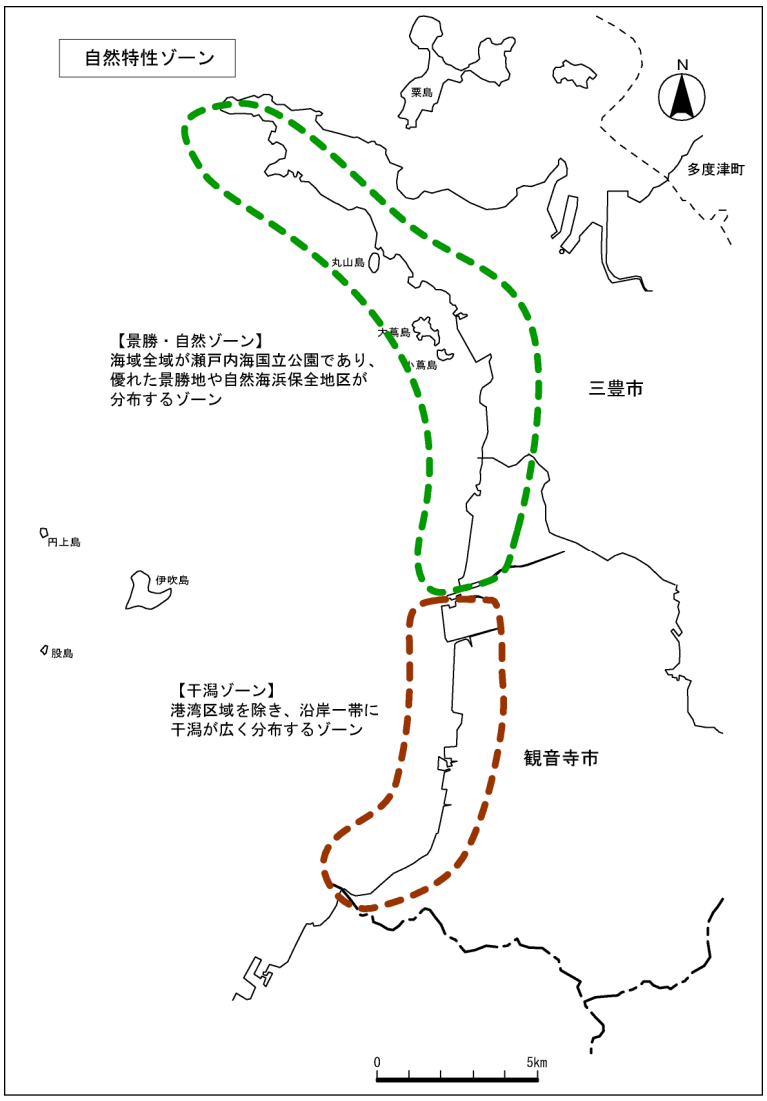
４－１ ゾーン区分の検討

【自然特性の現況からみたゾーン】

自然特性の現況からみて、燧灘沿岸域（香川県）を次の２つにゾーン分けする。

①【景勝・自然ゾーン】海域全域が瀬戸内海国立公園であり、優れた景勝地や自然海浜保全地区が分布する。

②【干潟ゾーン】港湾区域を除き沿岸一帯に広く干潟が分布する。



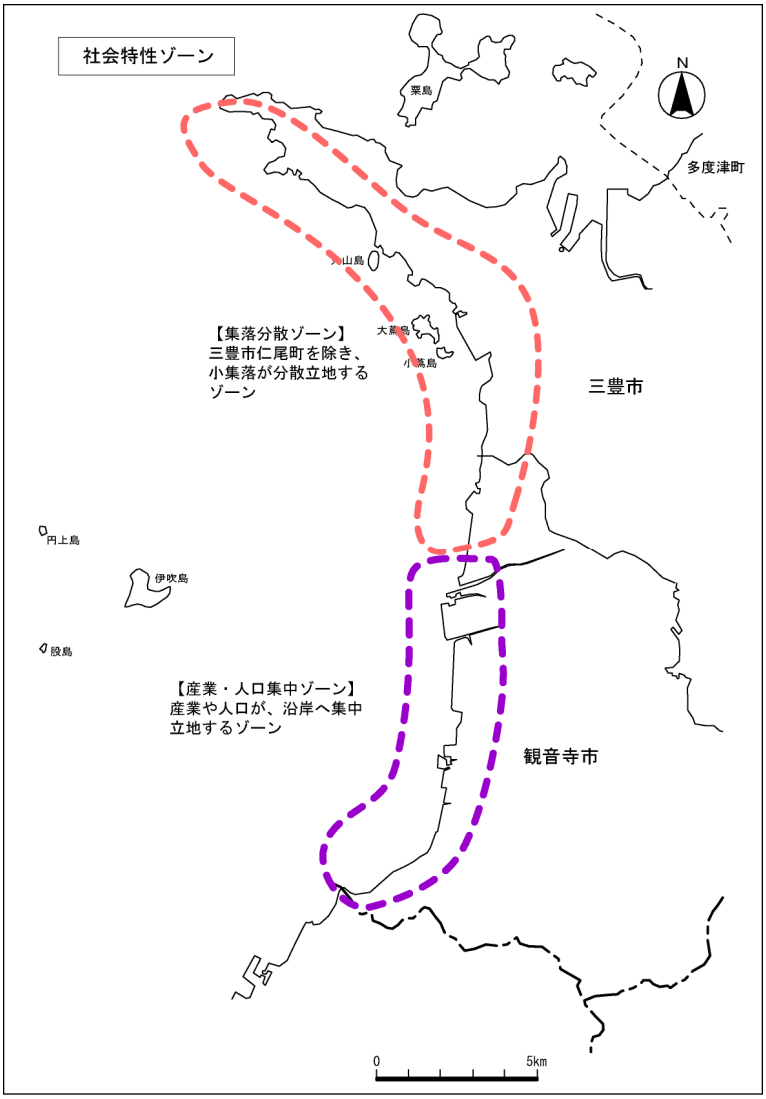
自然特性の現況からみたゾーン区分図

【社会特性の現況からみたゾーン】

社会特性の現況からみて、燧灘沿岸域（香川県）を次の 2 つにゾーン分けする。

①【集落分散ゾーン】三豊市仁尾町を除き、小集落が分散立地する。

②【産業・人口集中ゾーン】産業や人口が沿岸へ集中立地する。



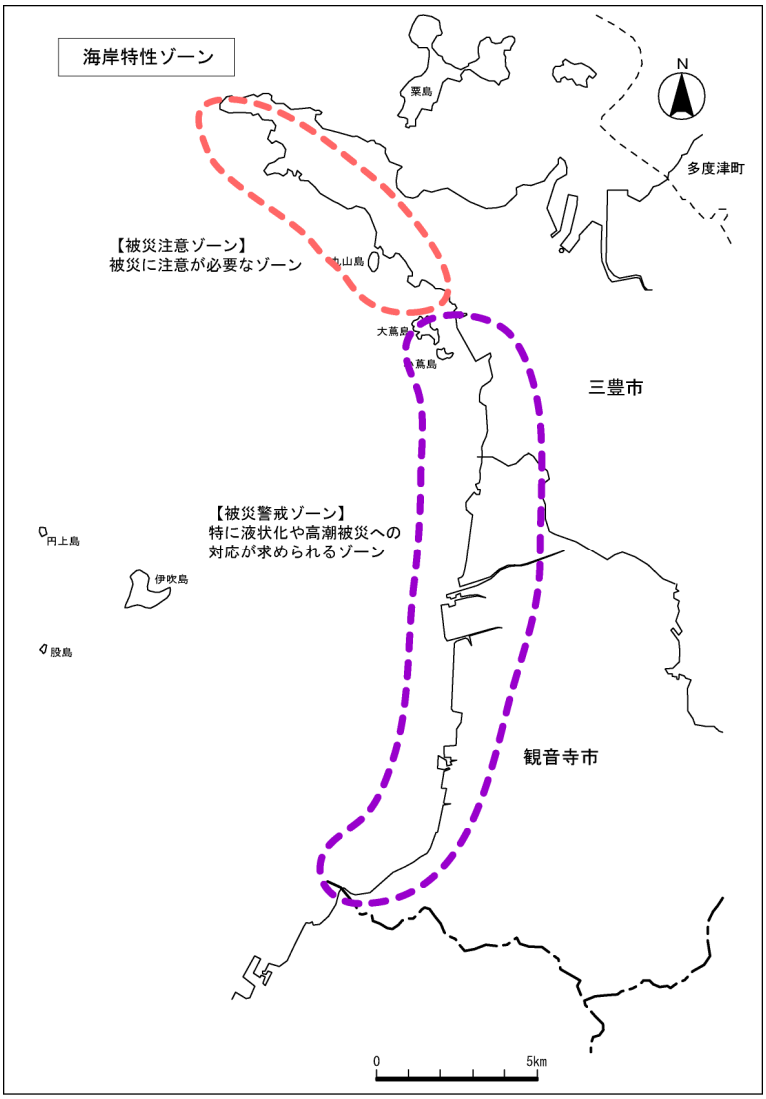
社会特性の現況からみたゾーン区分図

【海岸保全の現況からみたゾーン】

海岸保全の現況からみて、燧灘沿岸域（香川県）を次の 2 つにゾーン分けする。

①【被災注意ゾーン】地震、津波、高潮等の被災に注意の必要がある。

②【被災警戒ゾーン】特に地震による津波被害や液状化、高潮被災への対応が求められる。



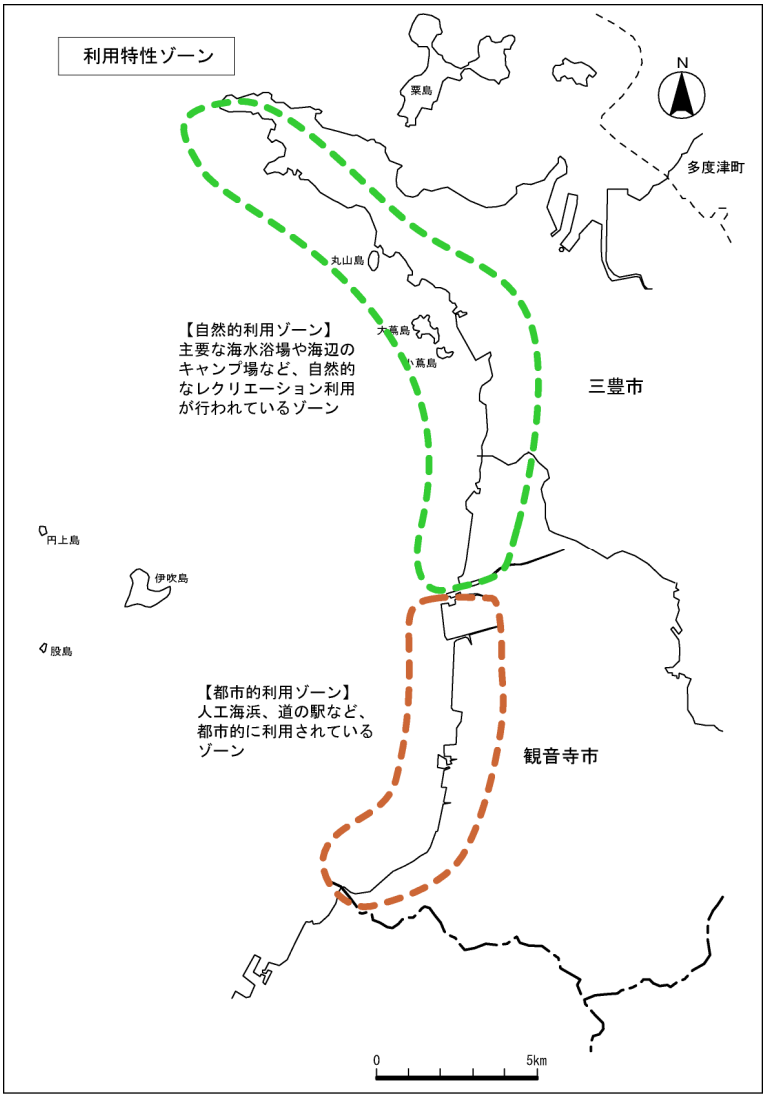
海岸保全の現況からみたゾーン区分図

【利用特性の現況からみたゾーン】

利用特性の現況からみて、燧灘沿岸域（香川県）を次の 2 つにゾーン分けする。

①【自然的利用ゾーン】主要な海水浴場や海辺のキャンプ場など、自然的なレクリエーション利用が行われる。

②【都市的利用ゾーン】人工海浜、道の駅などの都市的に利用される。



利用特性の現況からみたゾーン区分図

【燧灘沿岸域のゾーン区分】

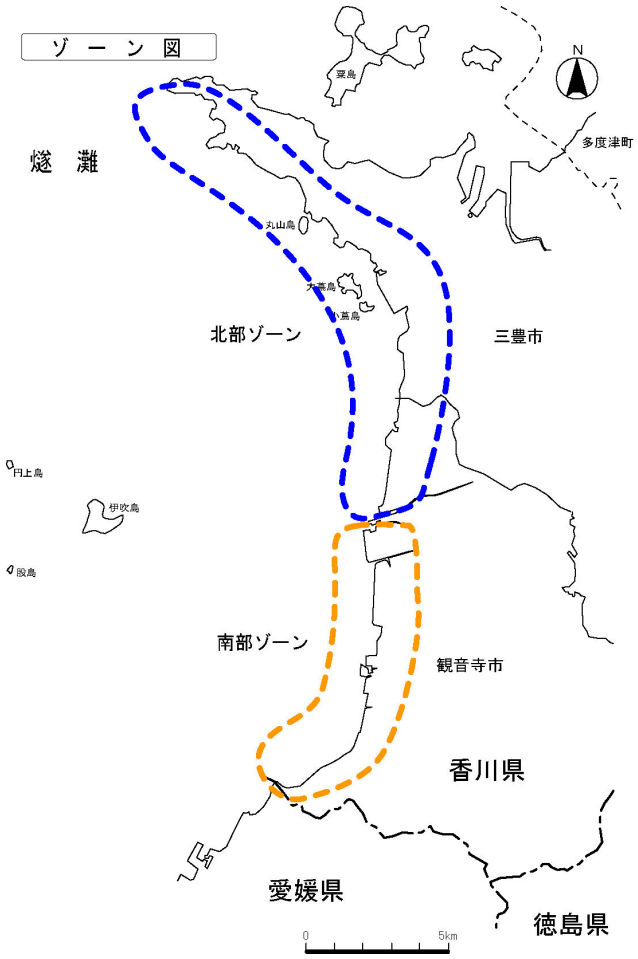
自然特性、社会特性、海岸特性、利用特性の４つの特性を総合的な観点から整合を図り、香川県における燧灘沿岸のゾーンの設定を行った結果、現状における瀬戸内海国立公園の境界である観音寺市の財田川を境に、以北の荘内半島沿岸を北部ゾーン、以南を南部ゾーンとしてゾーン区分を行うものとする。

【北部ゾーン】（荘内半島～財田川に至る沿岸）

海域全域が瀬戸内海国立公園として指定されており、自然海岸、半自然海岸が多く残っているエリア。優れた海岸景観や歴史資源に恵まれた有明浜や大浜海岸に見受けられる遠浅な美しい海岸と北部に見受けられる崖地形の中に点在する漁村集落で構成されるゾーン。

【南部ゾーン】（財田川～豊浜に至る沿岸）

沿岸人口が集中する地域で埋立てによる人工海岸が主流を占めるエリア。工業や干拓農地、港湾や漁港など産業的な利用が主体となっているため背後の防護対策はより重要となる。
一方、豊浜には比較的まとまった砂浜、干潟が形成されており、干潟に飛来する渡り鳥や藻場等へ配慮しつつ海辺に展開される伝統的な祭り行事とあわせて住民の身近なレクリエーション活動の場が望まれるゾーン。



４－２ ゾーン毎の方向性

【北部ゾーン】

【防護】

・良好な砂浜、干潟の保護・保全対策と、沿岸域に点在する漁村集落に対する地震による津波や波浪・高潮に対する生活安全性の向上に努める。

・侵食が認められる干潟のある海岸は、環境面・景観面においても保全対策が必要となる。

【環境面】

・全海域が瀬戸内海国立公園（普通地域）に指定されており、海岸景観への配慮や有明浜の海浜植物に代表される貴重な自然環境の保護・保全に努める。

・海岸の漂着ゴミの美化活動やモラルの向上に対する啓発に努める。

【利用面】

・風光明媚な自然海岸を保全しながら点在する漁港等を活かした水産支援、観光レクリエーション、海辺におけるイベントなど地域振興を支援できる整備に努める。

・名勝地、主要観光地、海水浴場といった既存高度利用海岸について、利用面の促進を行なう。

【南部ゾーン】

【防護】

・背後における重要施設である国道 11 号、ＪＲ予讃線及び臨海地区の港湾・工業施設、干拓地の広大な農地や主要都市施設においては、波浪・高潮に対する安全性の向上に努める。

・人口、資源の集中する都市部においては、津波被害や液状化を含めた地震対策としてハード面とソフト面の両方から取り組む。

【環境面】

・自然環境に影響を及ぼす行為をできるだけ回避し、良好な環境の創造に配慮する。

・海岸の漂着ゴミの美化活動やモラルの向上に対する啓発に努める。

【利用面】

・護岸や消波ブロックなどの人工海岸が多いゾーンであるが、沿岸に隣接する公園や観光施設、都市施設等の主要施設と海浜の一体性や連続性をもたせる海岸アプローチや遊歩道の整備などを行い、地域住民の安らぎの場としての親水型の空間づくりに努める。

第２章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

１．海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

＜長期的な海岸整備の方向性＞

香川県下約 736㎞の海岸において、県の基本方針及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）を選定するとともに、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価し、海岸の長期的な整備の方向性を検討する。

なお、海岸毎の「長期的な整備の方向性」は、整備の方向性を４つに区分した「海岸タイプ」として示す。

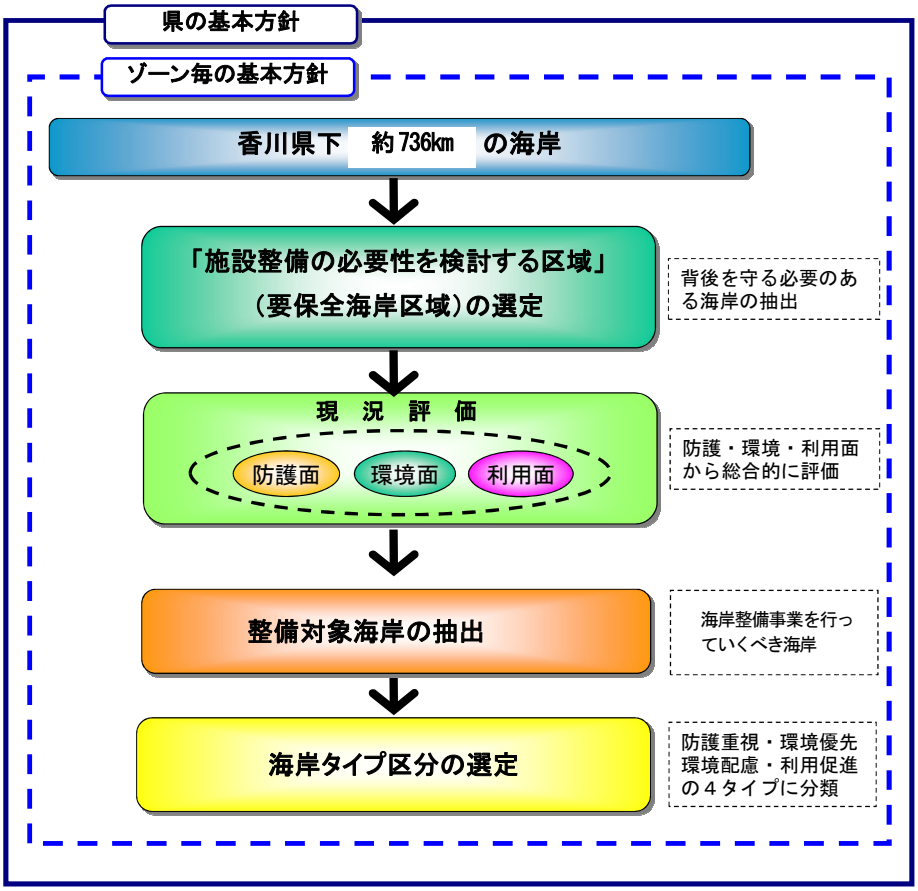
また、香川県では、平成 16 年台風 16 号による未曾有の高潮被害を受け、「津波・高潮対策整備推進アクションプログラム（以下、高潮 AP という）」を平成 18 年３月に策定し、平成 26 年度末に Ⅰ 期計画の整備が概ね完了した。

これに引き続き、高潮 AP のⅡ期、Ⅲ期も包括しつつ、近い将来発生が予測されている南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえて海岸堤防等の地震・津波対策を推進するため、整備優先順位の考え方や整備概要を取りまとめた「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を、平成 27 年３月に策定し、優先箇所から重点的・集中的に対策工事を進めている。

計画全体の整備延長は 148km、整備期間は概ね 30 年を予定しており、このうち、平成 27 年から令和６年までの 10 年間（Ⅰ期計画）で約 55 ㎞の整備が概ね完了した。

本基本計画の計画期間は、第１章で記載した段階的整備の第１段階として概ね 20 年とする。

◆長期的な海岸整備計画検討フロー◆





香川県における沿岸域のゾーニング

◆「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）選定の考え方◆

～「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）とは～

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するための海岸保全施設の設置や、行為の制限等の管理を行う必要があるとして、海岸保全区域の指定を行っている海岸が対象区域となる（必要のないところは見直しにより廃止）。

また、同様の理由によりこれから指定を行うべき海岸も対象となる。

これから指定を行うべき海岸は、以下の選定項目に該当する海岸を現地調査、市町意向調査から判断した。

「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）の選定要件

①高潮・波浪・津波等から、背後の住宅、工場、公共施設、農地、農業施設等を守る必要がある区域。

②侵食から、土地の消失、建物・公共施設等の倒壊を防ぐ必要がある区域。

なお、この選定要件が該当しない海岸については、施設整備は行わないものの、適切な海岸管理を行い残すべき自然を守っていく。また、港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外で管理されている海岸及び民有地の内、要保全海岸区域及び一般公共海岸区域以外の海岸は対象外とする。

＜防護不要の場合の海岸イメージ＞



◆現況評価の考え方◆

【防護面における現況評価の考え方】

防護面については、「①地震・津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④施設改良の必要性」、「⑤背後地の重要度」の５つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①地震・津波対策の必要性

地震・津波ランク	評　価　基　準
A	2045 年時点で発生頻度が比較的高い津波（L1 津波）による浸水などの被害が発生することが想定される
B	地震・津波への対策の必要性が低い。

②高潮対策の必要性

高潮ランク	評　価　基　準
A	2045 年時点で高潮（越波・越流）による浸水などの被害が発生することが想定される。
B	越波・浸水などの可能性が極めて低いもの。

③侵食対策の必要性

侵食ランク	評　価　基　準
A	侵食が著しく進行しており、緊急に対策の必要がある。
B	侵食が見られ被害の可能性があり対策の検討が必要である。
C	侵食の恐れのない海岸である。

④施設改良の必要性

施設ランク	評　価　基　準
A	劣化が著しく、補修・補強を行なう必要がある。劣化のため構造物の耐力や使用性が低下しているもの。
B	劣化が認められ、追跡調査を行なう必要がある。現時点では即座に構造物の使用性に影響を与えないが、将来的には劣化が進行することも予想されるもの。
C	劣化の兆候が認められず、健全な構造物。

⑤背後地の重要度

背後地ランク	評価基準	
	地震・津波浸水域	高潮浸水域
A	背後地の資産が多く、重要施設がある。	市街地や工業地帯が形成されており、人口集中地区である。 広域基幹交通網が存在している。
B	背後地の資産が比較的多く、重要施設がある。	集落が連担して形成されている。 地域生活を支える道路網が存在している。 地域生活を支える農地や農業施設が存在している。
C	背後地の施設、資産が比較的少ない。	集落が点在している。 公共の道路等が存在している。 農地が連担し、農業施設が存在している。
D	背後地の施設、資産が少なく、浸水危険度が低い。	谷間等に小規模の農地が点在する。 山付けで民家は殆ど存在していないが進入路、管理道が点在している。

※ランクの高い方を背後地の重要度評価とする。

◆整備対象海岸の抽出の方法◆

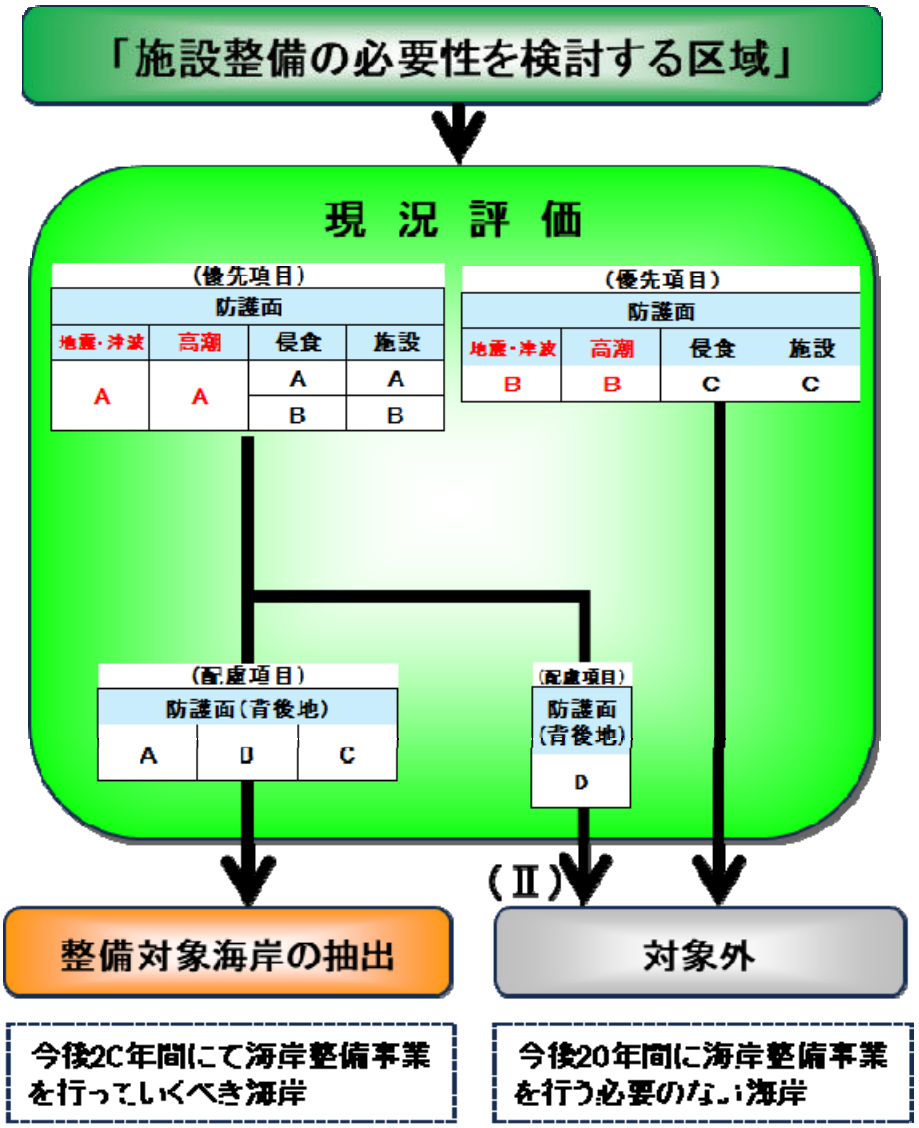
①「整備対象海岸」は、「施設整備の必要性を検討する区域」（要保全海岸区域）の海岸から、防護面における対策の必要性を優先する項目とし、防護面における現況評価にて整理した「地震・津波」、「高潮」、「侵食」、「施設改良」の必要性の４項目により判断し、概ね 20 年間にて海岸整備事業を行っていくべき海岸として抽出する。

※ 防護面における「地震・津波」及び「高潮」についてはＡランク（2045 年時点で）、「侵食」、「施設改良」については、Ａランク（緊急に対策が必要）及びＢランク（対策の検討が必要）のものが１つ以上あるものを「整備対象海岸」の対象として抽出する。

②抽出した「整備対象海岸」のうち「背後地の重要度が極めて低い海岸（Ｄランク）」については、整備の対象外とする。

※ 「背後地の重要度」において、Ｄランクのものを「背後地の重要度が極めて低い海岸」とする。

◆整備対象海岸の抽出フロー◆



＜防護が必要な海岸における「海岸タイプ」の分類方法＞

個々の海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ」は、防護面での整備を行う際の配慮事項を示すものである。

そのため、「海岸タイプ」の決定は、防護ランクの如何にかかわらず、環境ランクと利用ランクの関係から判断する。以下に「海岸タイプ」決定の考え方を整理する。

		環境ランク		
		A	B	C
利用ランク	A	防護に加え 環境優先	防護に加え 利用促進	防護に加え 利用促進
	B	防護に加え 環境優先	防護に加え 環境配慮	防護重視
	C	防護に加え 環境優先	防護に加え 環境配慮	防護重視

【環境面における現況評価の考え方】

自然環境要素として、「貴重な動植物」、「自然環境保全上の指定地域」、「生物の生息地等の特異な生態系」の３つの区分にて抽出し、「環境ランク」視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価項目及び評価基準を示す。

◆評価項目◆

環境ランク	環境要素	評　価　項　目	備　考
A	貴重な動植物	・天然記念物 ・希少野生動植物種、特定植物群落 ・レッドリスト、レッドデータブック	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	自然環境保全上の指定地域	・瀬戸内海国立公園：特別地域 ・文化財（史跡、名勝、天然記念物） ・鳥獣保護区特別保護地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	生物の生息地等の特異な生態系	・特に保全が必要な藻場、干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で特に保全が必要な地域
B	自然環境保全上の指定地域	・自然海浜保全地区、保安林 ・「日本の渚 100 選」、「日本の白砂青松 100 選」、「日本の夕陽百選」、「残したい香川の水環境 50 選」等に選ばれた海岸 ・鳥獣保護区、埋蔵文化財包蔵地	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への配慮が必要な地域
	生物の生息地等の特異な生態系	・藻場、干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で自然環境への配慮が必要な地域
C	－	上記以外の海岸	

◆評価基準◆

環境ランク	評　価　基　準
A	自然環境の保全を行うべき地域であり、原則として手を加えないことを基本とする。海岸整備が必要な場合は、環境要素への影響を最小限に抑えるとともに、復元対策を行うなど保全の措置を講じる。
B	自然環境への配慮を行うべき地域であり、海岸整備にあたっては、景観や生物環境などへの影響をできるだけ緩和し、自然環境との調和に努める。
C	環境面における自然環境要素がほとんど見られない地域であるが、海岸整備にあたっては、極力、自然環境の維持に努める。

【利用面における現況評価の考え方】

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する利便施設の状況・必要性及び地域ニーズを総合した、「利用ランク」の視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価項目及び評価基準を示す。

なお、本計画における「海岸利用」とは、祭りや伝統行事、レジャースポーツ、体験活動・学習活動等のレクリエーション的な利用を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆評価項目◆

利用ランク	評　価　項　目	備　考
A	・特筆すべき観光資源、観光施設が立地しているもの ・海水浴場、海浜公園などが立地し、各種イベントなどが催されているもの ・マリンスポーツが盛んなところ ・利用計画が考えられているもの	利便施設（駐車場、トイレ、休憩施設など）を特に必要とするレクリエーション利用がされている海岸 今後も利用促進をはかっていく必要がある海岸
B	・釣り、散歩、ジョギングなどの海岸利用がされているもの ・港湾、漁港など	利便施設はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸 今後も利用面に対する配慮が必要となる海岸
C	上記以外の海岸。	

◆評価基準◆

利用ランク	評　価　基　準
A	利用促進すべきものが存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。
B	利用促進すべきものは存在しないものの、利用配慮すべきものが存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないなどの配慮に努める。
C	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、利用に対し特別な配慮を必要としない。

◆総合的な視点からの海岸タイプ◆

防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するにあたっての配慮事項、及び整備の方向性を示す指標として、次の４タイプに分割する。

防護重視タイプ

＜評価の考え方＞

海岸整備にあたっては、環境面・利用面についても留意するものの、自然環境の復元対策や海岸利用の促進などの特別な配慮を必要としないため、防護面を中心に考えた施設整備を図る。

＜防護重視タイプのイメージ＞



＜防護重視タイプのイメージ＞



防護に加え環境優先タイプ

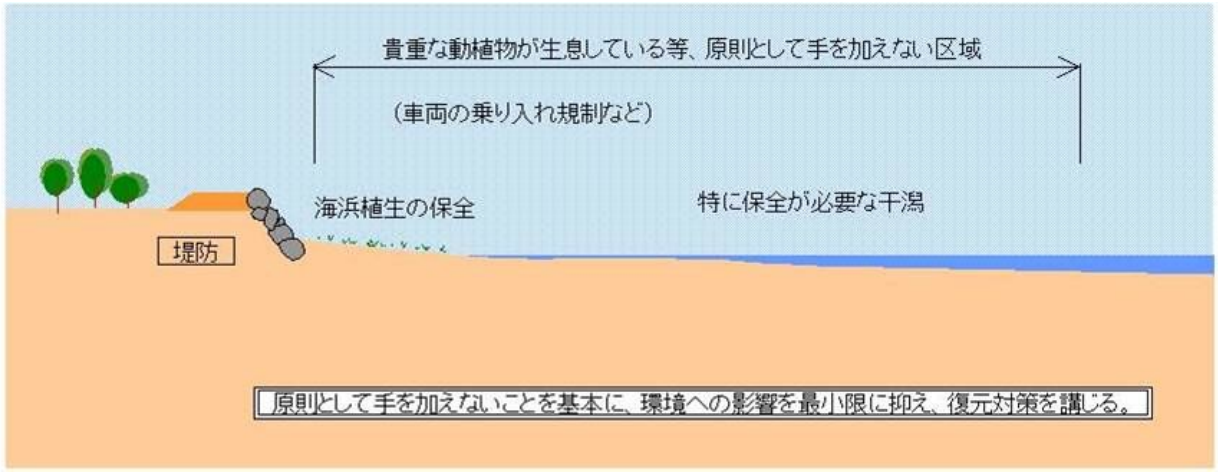
＜評価の考え方＞

貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、特に自然環境への影響を最小限に抑えるとともに、復元対策を行うなどの措置を講じる。

＜防護に加え環境優先タイプのイメージ＞



＜防護に加え環境優先タイプの整備イメージ＞

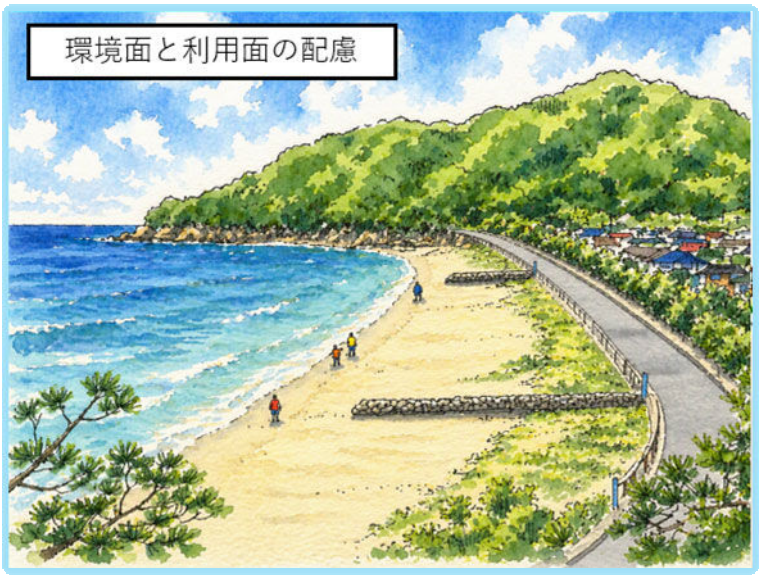


防護に加え環境配慮タイプ

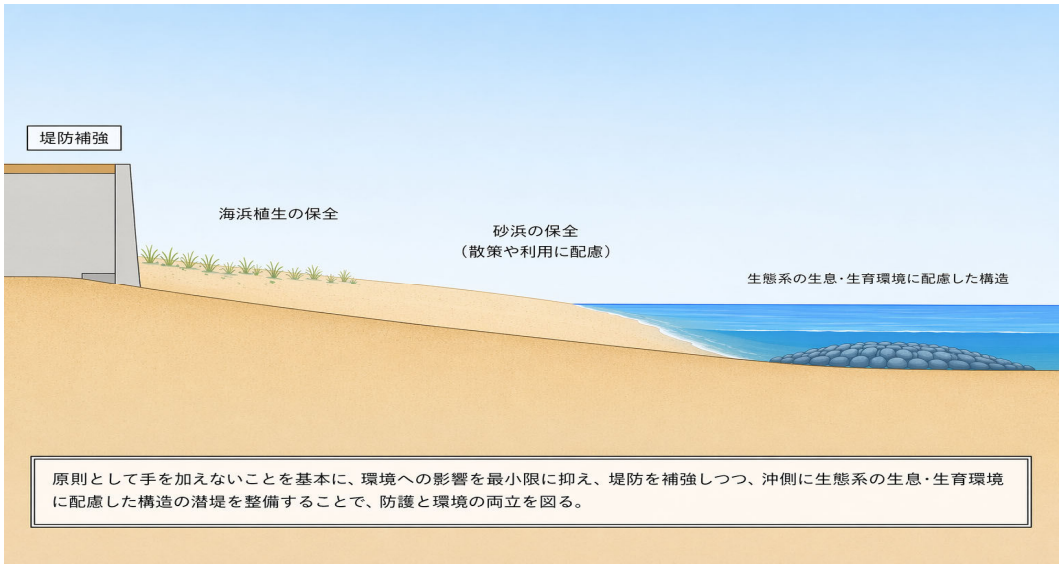
＜評価の考え方＞

自然環境と人々の生活やレクリエーション活動、漁業等の産業活動の場としての利用が共存している地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、環境面と利用面の調和に配慮した施設整備を図る。

＜防護に加え環境配慮タイプのイメージ＞



＜防護に加え環境配慮タイプの整備イメージ＞



防護に加え利用促進タイプ

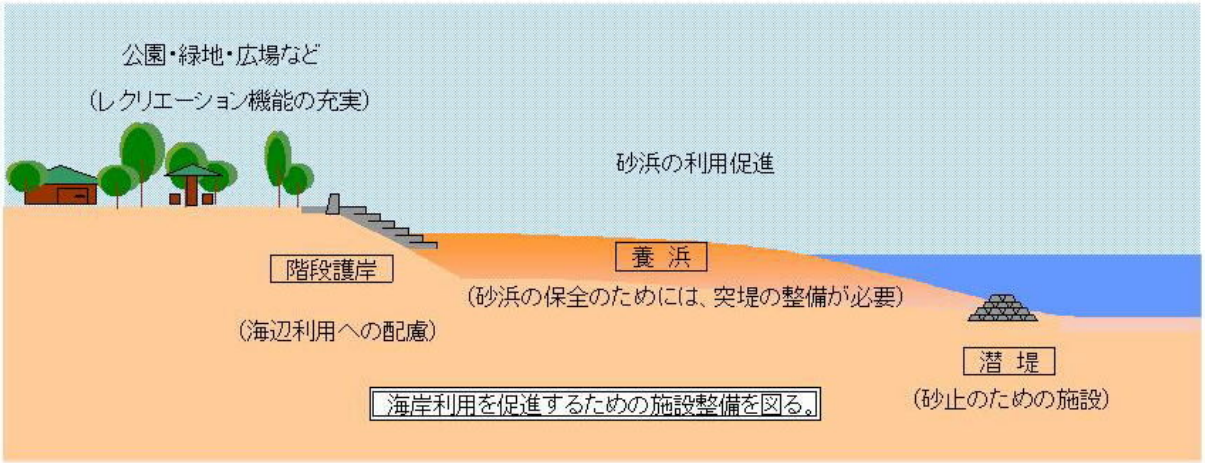
＜評価の考え方＞

特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、海岸整備（防護面の強化）にあたっては、海岸利用を促進するための施設整備を図る。

＜防護に加え利用促進タイプのイメージ＞



＜防護に加え利用促進タイプの整備イメージ＞



整備対象海岸の抽出及び海岸整備の方向性（1/1）

NO. 市町海岸 地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸 区域延長	防護面の現況評価 ランク(優先項目)				配慮 項目	整備対象 海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備 の方向性 (海岸ﾀｲﾌﾟ)	地震・津波対策海岸堤防等整備計画 整備時期
					(m)	地震・津波	高潮	侵食	施設	背後地	変更案 ※津波含む	環境面	利用面		
縦灘沿岸															
01 0101	生里漁港海岸	仁老浜地区	農水(水産)	三豊市	591	B	A	B	C	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
01 0102	生里漁港海岸	本郷地区	農水(水産)	三豊市	1134	B	A	B	C	B	○	B	B	環境配慮	対策不要
01 0201	肥地木漁港海岸	―	農水(水産)	三豊市	494	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
01 0301	大浜漁港海岸	波止艾地区	農水(水産)	三豊市	131	A	A	C	B	B	○	C	B	防護重視	Ⅱ期～Ⅲ期
01 0302	大浜漁港海岸	大浜地区	農水(水産)	三豊市	761	B	B	C	C	B					対策不要
01 0303	大浜漁港海岸	鴨の越地区	農水(水産)	三豊市	265	A	A	A	C	C	○	B	B	環境配慮	Ⅲ期
01 0304	大浜漁港海岸	名部戸地区	農水(水産)	三豊市	366	A	B	C	C	C	○	B	A	利用促進	Ⅲ期
01 0401	詫間海岸	名部戸海岸	国土(水国)	香川県	445	B	B	C	C	C					対策不要
01 0501	仁尾海岸	家の浦海岸	国土(水国)	香川県	380	B	B	B	C	C	○	B	B	環境配慮	対策不要
01 0601	家の浦漁港海岸	―	農水(水産)	三豊市	108	B	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
01 0702	仁尾海岸	古江海岸	国土(水国)	香川県	237	B	B	B	C	C	○	C	C	防護重視	対策不要
01 0801	仁尾海岸	寺浦海岸	国土(水国)	香川県	84	B	B	C	B	D					対策不要
01 0901	仁尾港海岸	蔦島地区	国土(港湾)	香川県	525	B	A	C	C	C	○	A	C	環境優先	対策不要
01 0902	仁尾港海岸	古江地区	国土(港湾)	香川県	1,244	B	B	C	C	B					対策不要
01 0903	仁尾港海岸	江尻地区	国土(港湾)	香川県	5,912	B	B	C	B	B	○	B	A	利用促進	対策不要
01 0904	仁尾港海岸	父母ヶ浜地区	国土(港湾)	香川県	1,362	B	B	C	B	B	○	A	A	環境優先	対策不要
01 0905	仁尾港海岸	天王地区	国土(港湾)	香川県	351	B	B	C	C	B					対策不要
01 1001	小蒐島海岸	―	農水(農村)	三豊市	250	B	B	C	C	D					対策不要
01 1101	小蒐島漁港海岸	―	農水(水産)	三豊市	68	B	A	C	C	C	○	A	C	環境優先	対策不要
01 1201	曽保漁港海岸	―	農水(水産)	三豊市	400	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要
01 1301	仁尾海岸	曽保海岸	国土(水国)	香川県	700	B	B	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
01 1401	仁尾海岸	三石海岸	国土(水国)	香川県	562	B	B	B	C	B	○	B	A	利用促進	対策不要
02 0101	室本港海岸	室本地区	国土(港湾)	観音寺市	921	A	A	C	B	B	○	C	B	環境配慮	Ⅲ期
02 0201	観音寺海岸	有明海岸	国土(水国)	香川県	1410	B	B	C	C	C					対策不要
02 0301	観音寺港海岸	有明地区	国土(港湾)	香川県	1179	A	A	A	B	A	○	A	A	環境優先	Ⅱ～Ⅲ期
02 0302	観音寺港海岸	観音寺地区	国土(港湾)	香川県	4,330	A	A	C	B	A	○	C	B	防護重視	Ⅱ期
02 0303	観音寺港海岸	三本松地区	国土(港湾)	香川県	3121	A	B	C	B	A	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期
02 0401	三豊干拓海岸	―	農水(農村)	香川県	2,780	B	A	C	A	B	○	B	C	環境配慮	対策不要
02 0501	花稲漁港海岸	―	農水(水産)	観音寺市	672	A	A	C	C	C	○	C	C	防護重視	Ⅱ期～Ⅲ期
02 0701	豊浜港海岸	一の宮地区	国土(港湾)	香川県	556	B	B	C	C	B					対策不要
02 0702	豊浜港海岸	姫浜地区	国土(港湾)	香川県	3445	A	A	C	C	B	○	B	B	環境配慮	Ⅱ期～Ⅲ期
02 0703	豊浜港海岸	和田浜地区	国土(港湾)	香川県	1744	B	B	C	C	B					対策不要
02 0801	関谷海岸	―	農水(農村)	香川県	1100	B	B	C	C	B					対策不要
02 0901	豊浜海岸	堀切海岸	国土(水国)	香川県	1784	B	B	C	C	A					対策不要
02 1001	箕浦漁港海岸	―	農水(水産)	観音寺市	442	A	A	C	C	A	○	A	C	環境優先	Ⅱ期
02 1201	豊浜海岸	余木崎海岸	国土(水国)	香川県	233	B	B	C	C	A					対策不要
02 1301	伊吹漁港海岸	―	農水(水産)	観音寺市	1,855	B	A	C	C	B	○	C	C	防護重視	対策不要

２．海岸保全施設の種類・規模・配置等

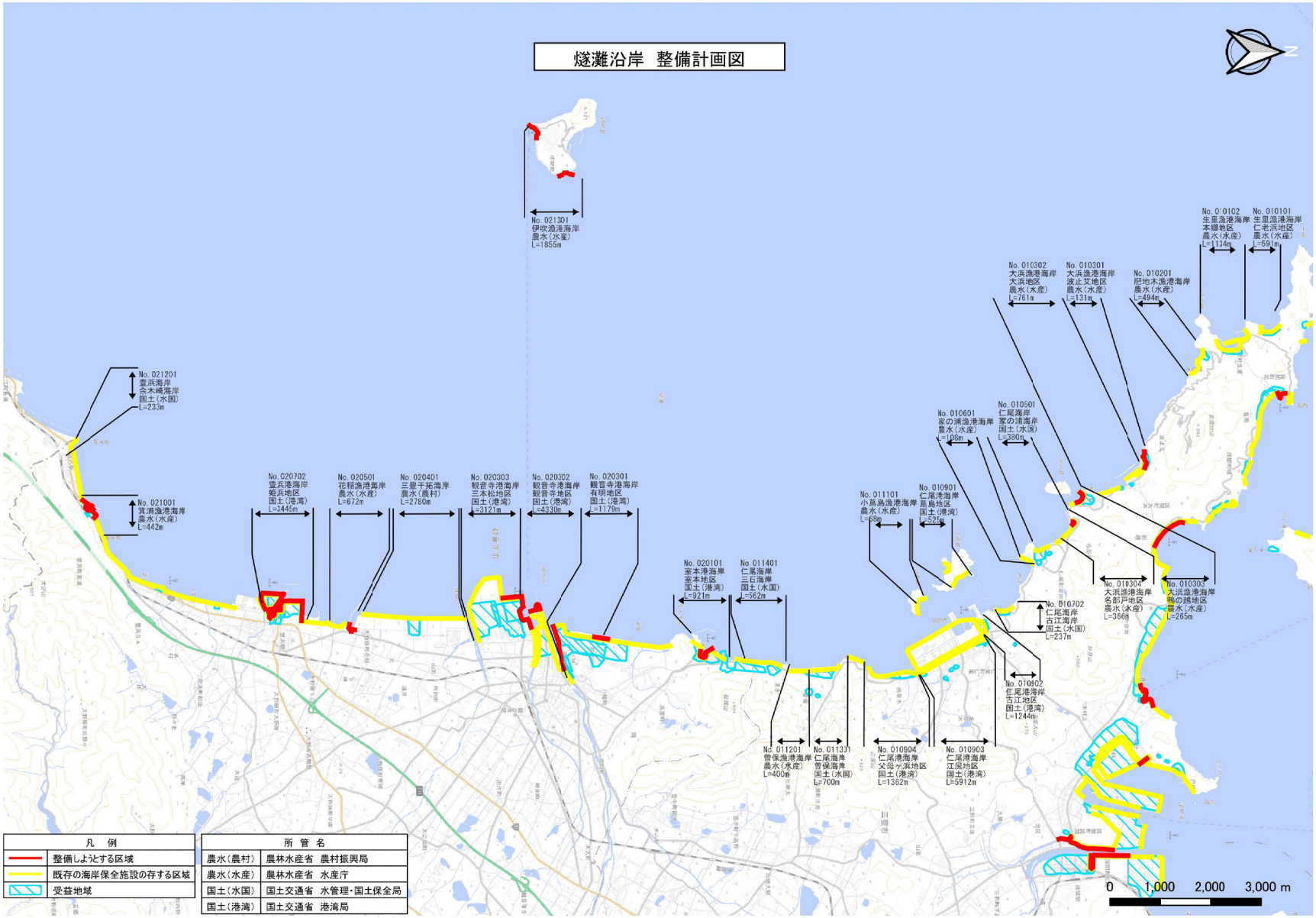
整備を必要とする区域（海岸）における海岸保全施設の整備内容（施設の種類、規模、整備の方向性、受益地域、位置など）を以下に示す。

海岸保全施設の整備内容一覧(1/2)

NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
								防護面	環境面	利用面	
01 0101	生里漁港海岸	仁老浜地区	農水(水産)	三豊市	591		高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
01 0102	生里漁港海岸	本郷地区	農水(水産)	三豊市	1,134	1,134	高潮対策を図るため､護岸・消波工の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
01 0201	肥地木漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	494	484	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
01 0301	大浜漁港海岸	波止艾地区	農水(水産)	三豊市	131	131	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の天端高不足により、越波被害を発生させていることから、越波の防止を図る。	景観に配慮した海岸整備を行う。	海岸利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、農業地
01 0303	大浜漁港海岸	鴨の越地区	農水(水産)	三豊市	265	237	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。 砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。海岸侵食の進行により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農業地
01 0304	大浜漁港海岸	名部戸地区	農水(水産)	三豊市	366	153	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。	水際線に干潟が存在するため、干潟の保全に配慮した海岸整備を図る。また、景観に配慮した海岸整備を行う。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農業地
01 0501	仁尾海岸	家の浦海岸	国土(水国)	香川県	380	330	砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	砂浜の侵食防止を図る施設整備を行う。	干潟に配慮した整備を図る。	多様な海岸利用（海水浴場等）への配慮及び水際線や前浜までのアクセスの確保に努める。	住宅地、工業地、農業地
01 0601	家の浦漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	108	108	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
01 0702	仁尾海岸	古江海岸	国土(水国)	香川県	237	237	侵食対策を図るため、離岸堤等の整備を行う。	天然護岸（もろい岩礁）であるため海岸侵食が進行している.海岸侵食の防止と前浜の維持保全を図るため護岸等の施設整備を行う。	自然景観の保護に努める。	特になし	住宅地、県道
01 0901	仁尾港海岸	蔦島地区	国土(港湾)	香川県	525	185	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させている箇所の被害軽減を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	その他
01 0903	仁尾港海岸	江尻地区	国土(港湾)	香川県	5,912	600	老朽化対策による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の老朽化対策への対応を図る。	漂着ごみ、不法投棄への対応に努める。貴重な植物の生息範囲を確認する必要がある。	マナー向上のための対応を図る。	住宅地、工業地、農業地、商業地
01 0904	仁尾港海岸	父母ヶ浜地区	国土(港湾)	香川県	1,362	900	老朽化対策による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の老朽化への対応と前浜の維持を図る。	海浜に生息する動物の保全、および良好な自然景観や自然環境の保全に配慮する。	多様な海岸利用への配慮、海岸利用の増進への対応に努める。	農業地、住宅地、工業地
01 1101	小蔦島漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	68	68	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	その他
01 1201	曽保漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	400	400	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地

海岸保全施設の整備内容一覧(2/2)

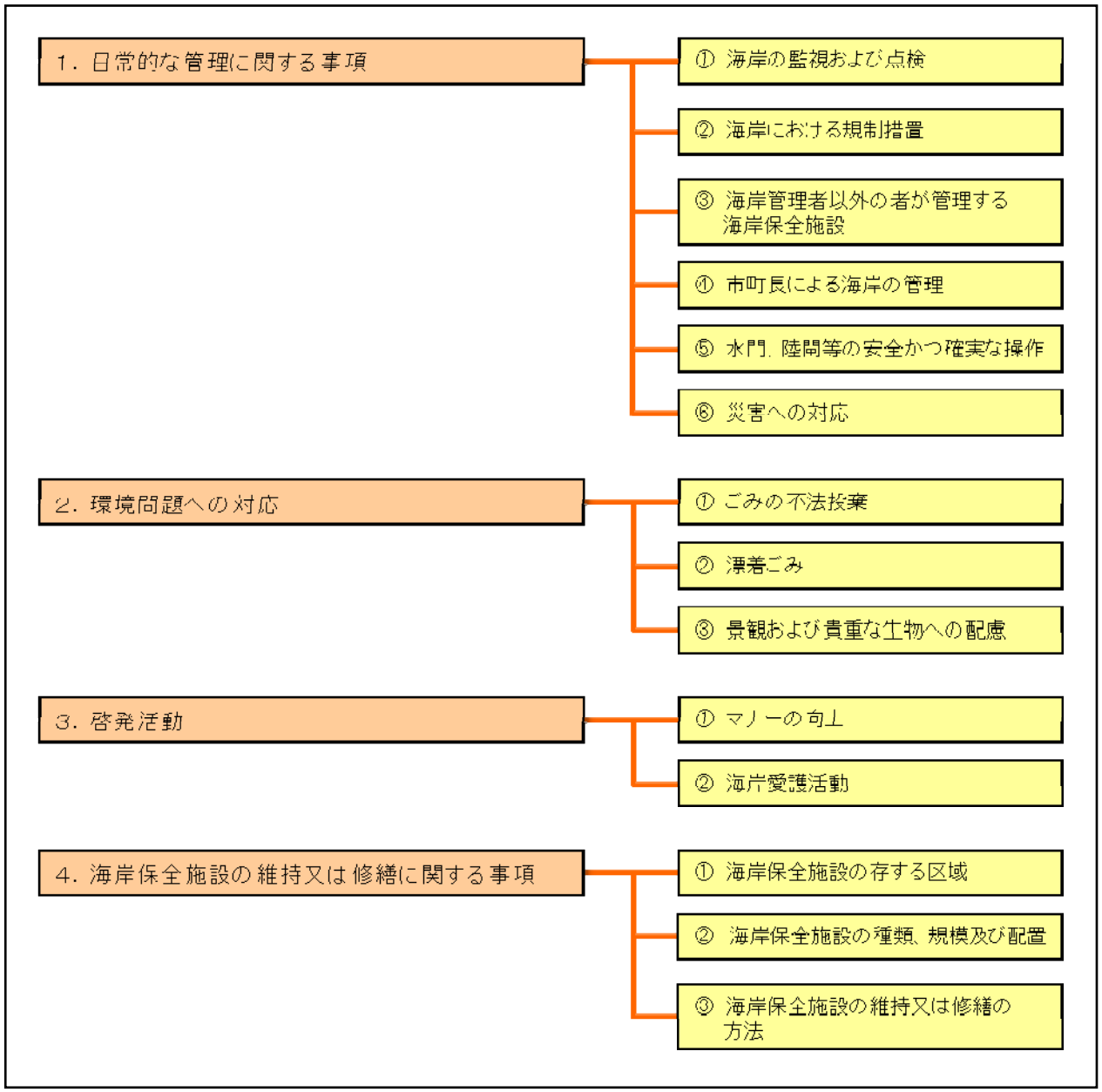
NO. 市町海岸地区	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長 (m)	整備対象施設延長 (m)	整備計画施設の種類	海岸整備の方向性			受益地域
								防護面	環境面	利用面	
01 1301	仁尾海岸	曽保海岸	国土(水国)	香川県	700	700	侵食対策及び海浜利用の促進に配慮した、緩傾斜護岸・突堤・養浜等の整備を行う。	砂浜の侵食の進行により、越波被害が発生するため、砂浜の侵食防止と前浜の維持、回復を図る。	干潟に配慮した整備を図る。	海岸利用の増進を図る。	住宅地、商業地、農業地、県道
01 1401	仁尾海岸	三石海岸	国土(水国)	香川県	562	562	侵食対策に合わせて、海浜利用の促進に配慮した保全施設の整備を行う。	砂浜の侵食を防止して現施設の保全を図る。	干潟の維持を図る。	養浜効果を高め、水際線や前浜へのアクセスを図る。	住宅地、工業地、県道
02 0101	室本港海岸	室本地区	国土(港湾)	観音寺市	921	435	地震・津波、越波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。高潮対策についてはおおむね完了したが、老朽化対策にて修繕及び改修していく予定。	漂着ごみ、不法投棄への対応に努める。	海岸へのアクセス確保に努める。	住宅地、工業地
02 0301	観音寺港海岸	有明地区	国土(港湾)	香川県	1,179	1,132	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。砂浜の保全・回復を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。海岸侵食の防止と前浜の維持、保全を図る。また、機能不足への対応を図る。（越波に対して不安である。）	良好な自然景観（名勝琴弾公園）や自然環境に配慮する。漂着ごみ、不法投棄への対応に努める。	歴史、文化資源と調和した海岸整備の実施。	農業地、住宅地
02 0302	観音寺港海岸	観音寺地区	国土(港湾)	香川県	4,330	416	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	施設の老朽化対策を図る。また、地震及び津波に対して施設の更なる強化を図る。	景観に配慮した海岸整備を図る。	港湾利用に配慮した海岸整備を行う。	住宅地、工業地
02 0303	観音寺港海岸	三本松地区	国土(港湾)	香川県	3,121	1,180	地震・津波による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。施設の老朽化対策を図る。	海浜に生息する多様な生物の保護に努める。貴重な動物の生息範囲を確認する必要がある。	マナー向上のための対応を図る。	住宅地、工業地
02 0401	三豊干拓海岸	－	農水(農村)	香川県	2,780	67	背後地への浸水防止を図るため、干拓地中央樋門周辺部の整備を行う。	満潮面より低い干拓地を中心とする背後地への浸水防止を継続するため、中央樋門周辺施設の老朽化対策により、防潮機能の強化を図る。	堤防沿いの潮遊池は多様な生物種が生息・生育していることから、水質の保全に配慮して周辺施設の整備改修を図る。	海岸堤防では、釣りや散歩等も見受けられるため、アクセスの確保を図る。	農業地、住宅地
02 0501	花稲漁港海岸	－	農水(水産)	観音寺市	672	262	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持・回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、農業地
02 0702	豊浜港海岸	姫浜地区	国土(港湾)	香川県	3,445	2,970	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。機能不足への対応（越流に対して不安である）。施設の老朽化による再整備。	多様な生息生物の保全を図る。漂着ごみ、不法投棄への対応に努める。貴重な動植物については生息範囲を確認する必要がある。	マナー向上のための対応を図る。	工業地、住宅地
02 1001	箕浦漁港海岸	－	農水(水産)	観音寺市	442	442	地震・津波及び高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	地震・津波に対して施設のさらなる強化を図る。護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	住宅地、その他
02 1301	伊吹漁港海岸	－	農水(水産)	観音寺市	1,855	1,631	高潮による被害の軽減を目指した保全施設の整備を行う。	護岸天端高不足により、越波・飛沫被害を発生させていることから、海岸侵食の防止と前浜の維持回復及び面的防護方式の推進を図る。	景観に配慮し、砂浜の維持に努める。	多様な海岸利用（海水浴、釣り）への配慮及び水際線や前浜へのアクセスの確保に努める。	農業地、その他



この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

第３章　海岸の維持・管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護･環境･利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の維持・管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の維持・管理に関する対応を示す。



１．日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占用については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

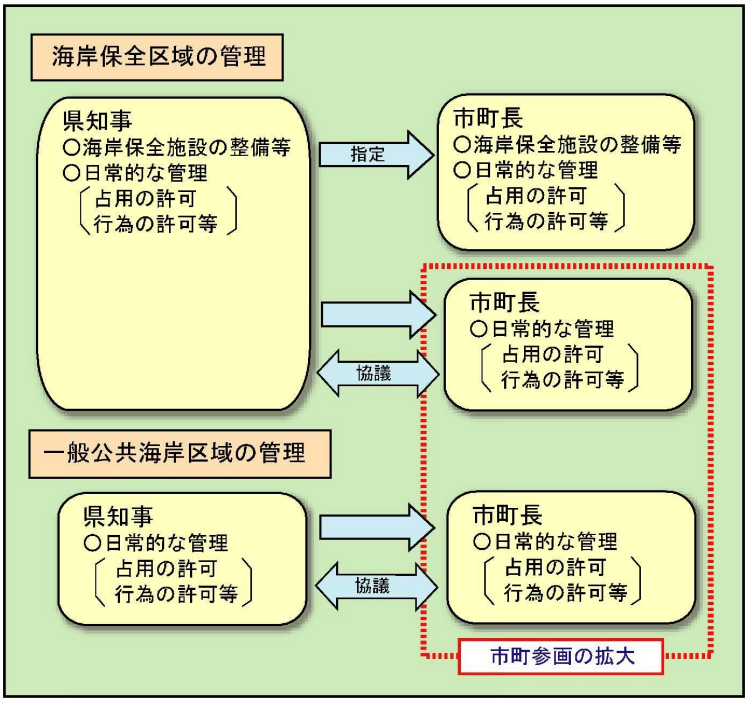
なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

海岸の保全にあたっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

④ 市町長による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町が実施することが望ましいことから、積極的に市町が管理できるようにする。



⑤ 水門、陸閘等の安全かつ確実な操作

水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等を策定する。また、災害時には海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置を行う。

津波等の異常気象発生時に開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、電動化・自動化・遠隔化を推進する。

⑥ 災害への対応

高潮（越波）や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時や津波などにおける避難や監視の体制を関係市町などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。

高波浪や津波などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保するとともに、被災時の状況や被災原因等の情報収集を行う。

また、高潮や津波等の災害に備え、海岸管理者は浸水が想定される地域について事前に把握し、浸水予測図等を作成する。加えて、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から防災意識の高揚と防災に関する知識の普及を図る。

２．環境問題への対応

① ごみの不法投棄

ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。

② 漂着ごみ

異常出水や高波浪等により、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、関係市町と県とで定めたルールにより処理を行う。また、国際的な視点も含む環境教育・ゴミを出さない啓発活動につなげる。

主に河川からの出水等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。

③ 景観および貴重な生物等への配慮

本県の海岸（海域）は、大部分が瀬戸内海国立公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っている。生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点から、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。気候変動による沿岸環境の変化に関する知見を海岸保全施設の整備及び自然環境の保全・復元施策に反映させることに努める。

また、住民団体や「かがわ「里海」づくり協議会」等による海岸環境の保全取り組みを充実・拡大させ、環境への意識向上を図る。

３．啓発活動

① マナーの向上

ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。

② 海岸愛護活動

海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。

海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定する。海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行う。

４．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

定期的な巡視または点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。

今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

①海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域を、海岸保全施設整理表及び海岸保全施設現況図に示す。

②海岸保全施設の種類、規模及び配置

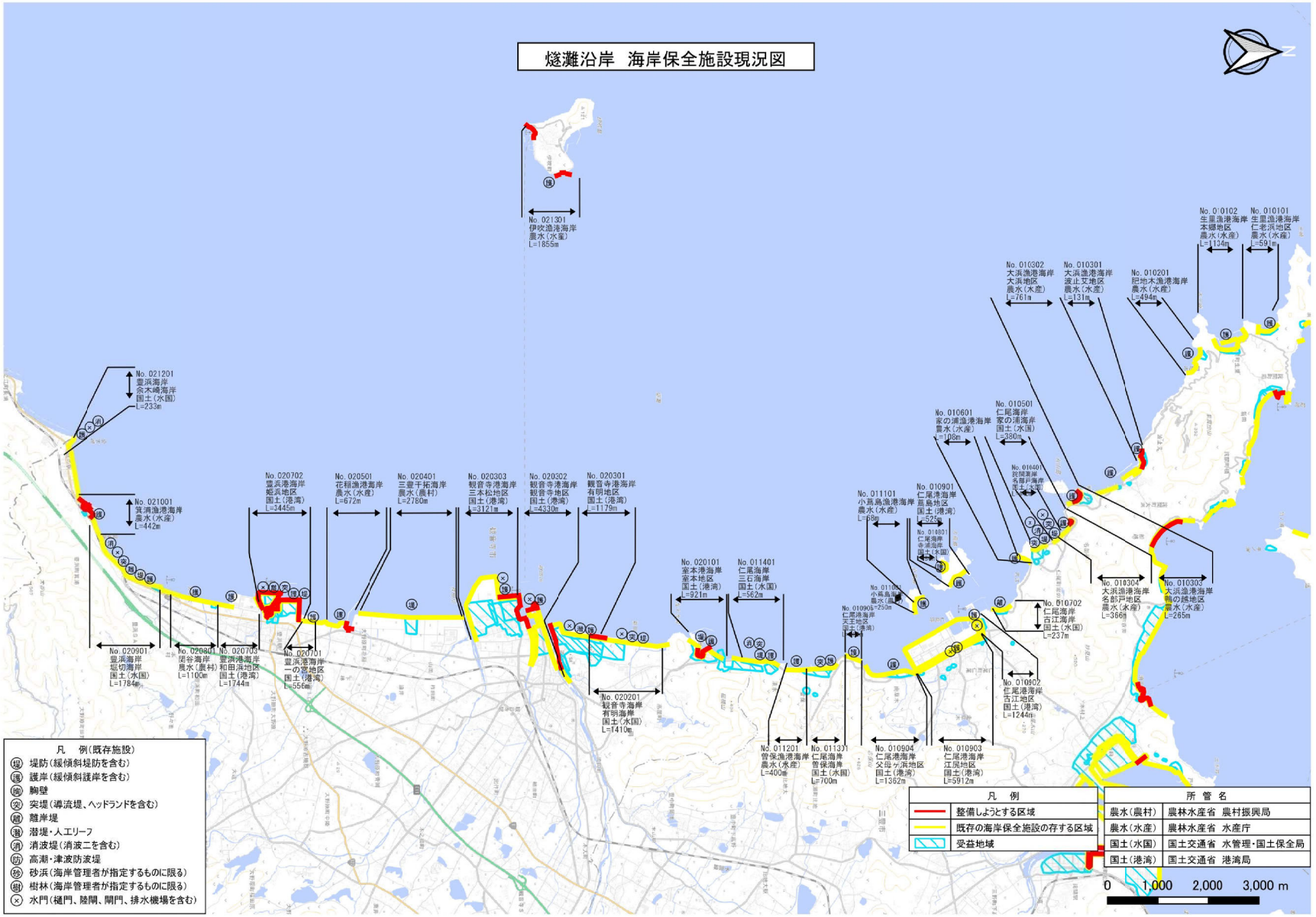
海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。

③海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸について、地域特性や海岸保全施設の種類、構造等をもとに維持又は修繕の基本的な考え方を立案し、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

海岸保全施設整理表（施設現況及び維持・修繕方法）

ゾーン名	市町名	NO.	海岸名	地区名	所　管	管理者	要保全海岸区域延長	整備対象海　岸	整備上の配慮項目		海岸整備の方向性	現況施設概要	維持又は修繕の方法
燧灘沿岸												－	
北部	三豊市	01 0101	生里漁港海岸	仁老浜地区	農水(水産)	三豊市	591	○	B	B	環境配慮	護岸 408m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0102	生里漁港海岸	本郷地区	農水(水産)	三豊市	1,134	○	B	B	環境配慮	護岸 702m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0201	肥地木漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	494	○	C	C	防護重視	護岸 474.3m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0301	大浜漁港海岸	波止艾地区	農水(水産)	三豊市	131	○	C	B	防護重視	護岸 324m	レクリエーション面での海岸利用や漁港などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0302	大浜漁港海岸	大浜地区	農水(水産)	三豊市	761		C	B	防護重視	護岸 470.8m	レクリエーション面での海岸利用や漁港などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0303	大浜漁港海岸	鴨の越地区	農水(水産)	三豊市	265	○	B	B	環境配慮	護岸 234.5m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0304	大浜漁港海岸	名部戸地区	農水(水産)	三豊市	366	○	B	A	利用促進	護岸 199.1m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0401	詫間海岸	名部戸海岸	国土(水国)	香川県	445		C	B	防護重視	堤防 445m、導流堤 85m、陸こう 5基、水門 3基	レクリエーション面での海岸利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした既存施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0501	仁尾海岸	家の浦海岸	国土(水国)	香川県	380	○	B	B	環境配慮	堤防 330m、導流堤 28m、突堤 40m、陸こう 4基、消波工 102m、水門 1基	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0601	家の浦漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	108	○	C	C	防護重視	護岸 108m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0702	仁尾海岸	古江海岸	国土(水国)	香川県	237	○	C	C	防護重視	離岸堤 103m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0801	仁尾海岸	寺浦海岸	国土(水国)	香川県	84		A	C	環境優先	護岸 84m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0901	仁尾港海岸	蔦島地区	国土(港湾)	香川県	525	○	A	C	環境優先	護岸 315m、物揚場等 50m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0902	仁尾港海岸	古江地区	国土(港湾)	香川県	1,244		B	A	利用促進	護岸　1244m、陸閘　5基、 水門1基	マリンレクリエーションなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0903	仁尾港海岸	江尻地区	国土(港湾)	香川県	5,912	○	B	A	利用促進	護岸　5912m、陸閘　1基、 水門9基	海水浴、マリンレクリエーションなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0904	仁尾港海岸	父母ヶ浜地区	国土(港湾)	香川県	1,362	○	A	A	環境優先	護岸 1361.5m	海水浴、マリンレクリエーションなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 0905	仁尾港海岸	天王地区	国土(港湾)	香川県	351		A	B	環境優先	護岸 351m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 1001	小蔦島海岸	－	農水(農村)	三豊市	250		A	C	環境優先	－	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 1101	小蔦島漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	68	○	A	C	環境優先	護岸 365m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 1201	曽保漁港海岸	－	農水(水産)	三豊市	400	○	C	C	防護重視	護岸 449.7m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 1301	仁尾海岸	曽保海岸	国土(水国)	香川県	700	○	B	A	利用促進	護岸 699.6m、突堤 35m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	三豊市	01 1401	仁尾海岸	三石海岸	国土(水国)	香川県	562	○	B	A	利用促進	護岸 280m、堤防 280m、突堤 15m、消波工 260m	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	観音寺市	02 0101	室本港海岸	室本地区	国土(港湾)	観音寺市	921	○	C	B	防護重視	護岸 1081.3m、堤防 119m	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
北部	観音寺市	02 0201	観音寺海岸	有明海岸	国土(水国)	香川県	1,410		A	A	環境優先	堤防 1326m、導流堤 55m、陸こう 13基、水門 5基	海水浴、マリンレクリエーションなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
北部	観音寺市	02 0301	観音寺港海岸	有明地区	国土(港湾)	香川県	1,179	○	A	A	環境優先	護岸　1030m、 潜堤360m、 水門1基、陸閘　4基	海水浴、マリンレクリエーションなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0302	観音寺港海岸	観音寺地区	国土(港湾)	香川県	4,330	○	C	B	防護重視	護岸　1410m、 物揚場等2920m、 陸閘　49基	レクリエーション面での海岸利用や港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0303	観音寺港海岸	三本松地区	国土(港湾)	香川県	3,121	○	B	B	環境配慮	護岸　3121m、　陸閘　22基	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0401	三豊干拓海岸	－	農水(農村)	香川県	2,780	○	B	C	環境配慮	堤防 2780m	自然環境と人々の生活が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0501	花稲漁港海岸	－	農水(水産)	観音寺市	672	○	C	C	防護重視	護岸 592.8m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0701	豊浜港海岸	一の宮地区	国土(港湾)	香川県	556		B	B	環境配慮	護岸 555.5m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0702	豊浜港海岸	姫浜地区	国土(港湾)	香川県	3,445	○	B	B	環境配慮	堤防　510m、　護岸　1555m、　突堤4基、離岸堤3基、　陸閘17基	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0703	豊浜港海岸	和田浜地区	国土(港湾)	香川県	1,744		B	B	環境配慮	護岸 1744m	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0801	関谷海岸	－	農水(農村)	香川県	1,100		B	B	環境配慮	護岸 1536m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 0901	豊浜海岸	堀切海岸	国土(水国)	香川県	1,784		A	C	環境優先	護岸 1102m、堤防 682.1m、離岸堤 980m 、導流堤 36m、突堤 108m、陸こう 2基、消波工 320m、水門 2基	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 1001	箕浦漁港海岸	－	農水(水産)	観音寺市	442	○	A	C	環境優先	護岸 609.6m	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
南部	観音寺市	02 1201	豊浜海岸	余木崎海岸	国土(水国)	香川県	233		B	B	環境配慮	護岸 233m、陸こう 3基、消波工 26m	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
島しょ部	観音寺市	02 1301	伊吹漁港海岸	－	農水(水産)	観音寺市	1,855	○	C	C	防護重視	護岸 2677.6m	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。



この地図は、国土地理院タイル（淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

第４章　海岸保全基本計画の実施にあたって

前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町および県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し、一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施にあたって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。

１．　計画実施時に配慮すべき事項

① 関連行政機関との連携と調整

海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する「庁内連絡協議会」を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行っていく。

② 地域住民や利用者、市町との関係

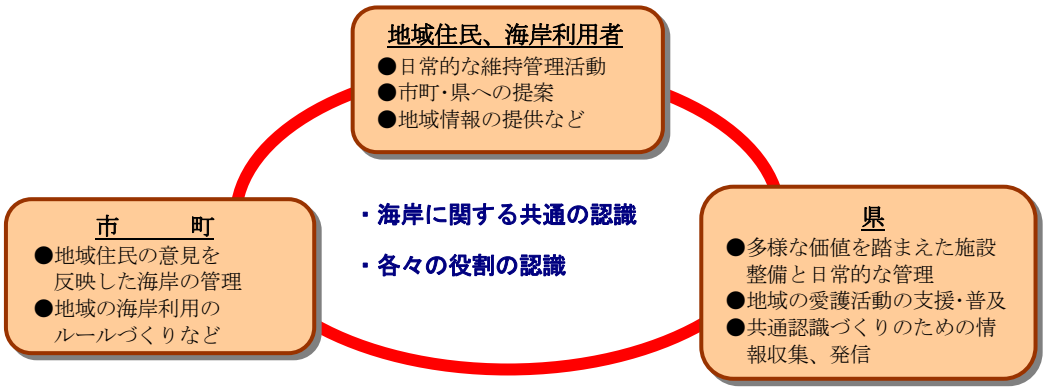
海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなってきている。したがって、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通の認識と各々の役割により、地域住民や利用者、市町および県がそれぞれの立場から協力し、施策を実施することが重要である。そこで県や市町は、地域住民などの団体が行う海岸の美化・愛護活動を支援し、協働して海岸の維持管理を行う。

地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会等に参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町に提供する。

市　　町　　：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を海岸利用のルールづくりや、地域の整備計画などに反映させる。

香　川　県　　：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。

地域住民や利用者、市町および県の関係



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていく。

市町、地域住民および利用者等に対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備にあたっては、「香川県環境配慮指針」等に基づき、整備区域および周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境や景観面への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。また、地域の地形や土地利用、海岸の利用状況など、それぞれの地域特性を踏まえた設計に努める。

なお、整備中および整備後においても、海岸環境への影響を把握し、適切な対応を図るため、事後調査等を実施する。

⑤ 「防護」・「環境」・「利用」のバランスのとれた気候変動への対応について

海岸整備における今後の津波・高潮対策や気候変動に伴う海面上昇への対応においては、護岸の嵩上げ等の防護機能の強化は不可欠かつ喫緊の課題である。一方で、一律の護岸の嵩上げ等は、海岸特有の開放的な景観の阻害や、貴重な動植物の生息環境の消失、地域固有の文化・歴史的つながりの分断といった、「防護」と「環境・利用」のトレードオフを引き起こす懸念がある。

このため、施設設計にあたっては、背後地の土地利用や住民の海へのアクセス、地域資源の価値、地域の意見などを十分に踏まえ、地域特性に応じた最適な構造形式や高さの選定に努める。また、施設整備にあたっては、将来のリスクを一括で解消しようとするのではなく、海面上昇等の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて機能を順次強化する「段階的な整備」を行う。

⑥ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備にあたっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑦ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。また、希少野生動植物など環境に関する情報の充実化に伴い、必要に応じて、計画の見直しを図る。

２． 組織体制および事務分掌

① 海岸管理者（香川県）

部局名	課　名	事務分掌
農政水産部	土地改良課	海岸法の施行に関すること （農林水産省所管の海岸保全区域に係るものに限る）
	水　産　課	海岸法の施行に関すること （漁港区域に係るものに限る）
土 木 部	河川砂防課	海岸法の施行に関すること （国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域および一般公共海岸区域に係るもの）
	港　湾　課	海岸法の施行に関すること （港湾区域に係るものに限る）

② 海岸管理に関係のある部局（香川県）

部局名	課　名		事務分掌
政 策 部	政　策　課		県行政の長期的かつ総合的な計画の策定及び推進に関すること
	地域活力推進課		瀬戸内海の振興に関すること
	文化芸術局	文化振興課	文化の振興及び普及に関すること
		瀬戸内国際芸術祭推進課	瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること
危機管理総　局	危機管理課		危機管理の企画及び総合調整に関すること
環境森林部	環境政策課		環境行政の総合的な企画及び調整に関すること
	環境管理課		瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること
			美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の施行に関すること
	みどり保全課		自然環境保全法の施行に関すること
			自然公園に関すること
			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関すること
	森林・林業政策課		みどりの整備に関する施策の企画及び総合調整に関すること
	循環型社会推進課		廃棄物対策の企画及び調整並びに推進に関すること
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること
交流推進部	観光振興課		観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること
教育委員会事　務　局	生涯学習・文化財課		文化財の保存及び活用に関すること。

③ 海岸管理に関係のある部局（国の機関）

部局名	課　名	事務分掌
農林水産省	中国四国農政局	海岸事業に関する計画・指導に関わること
国土交通省	四国地方整備局 高松港湾・空港 整備事務所	港湾区域内の海岸の調査に関わること
	四国地方整備局 香川河川国道事務所	海岸の調査に関わること
	海上保安庁 第六管区海上保安部	海上汚染の防止に関わること
水産庁	漁港漁場整備部 計画課	漁港区域内の管理・指導に関わること。
	漁港漁場整備部 防災漁村課	海岸事業に関する計画・指導・調査に関わること。